

高島市交通バリアフリー基本構想 (JR 新旭駅周辺地区)

【全体版】

平成 28 年 9 月

高 島 市

『みんなが主役で

すべての人にやさしい 歩いて楽しいまち』

を目指して

目 次

1. はじめに	1
1.1 基本構想策定の背景と目的	1
1.2 基本構想の位置づけ	2
1.3 基本構想の対象とする重点整備地区	6
2. 高島市の概況	9
3. 新旭駅と周辺地区の現況	12
3.1 新旭駅の現況	12
3.2 新旭駅周辺の現況	16
3.3 新旭駅周辺のバリアフリーに関する整備課題	20
4. 現地点検調査等による課題	21
4.1 現地点検調査等の概要	21
4.2 現地点検調査結果	26
4.3 ヒアリング調査結果	32
4.4 現地点検調査等から得られた課題	34
5. 基本理念と基本的な方針	35
5.1 基本理念	35
5.2 基本的な方針	36
6. 重点整備地区の区域と生活関連施設・経路の設定	37
6.1 設定の方針	37
6.2 重点整備地区の区域及び生活関連施設・経路の設定	38
7. 移動等円滑化のために実施すべき特定事業・その他事業	40
7.1 事業計画の策定方針	40
7.2 特定事業計画	42
7.3 その他の事業に関する計画	51
8. 移動等円滑化の事業推進に向けて	55
<用語の解説>	56
【付属資料】	
1. 高島市交通バリアフリー基本構想策定協議会 設置要綱	59
2. 高島市交通バリアフリー基本構想策定協議会 委員名簿	61

1. はじめに

1.1 基本構想策定の背景と目的

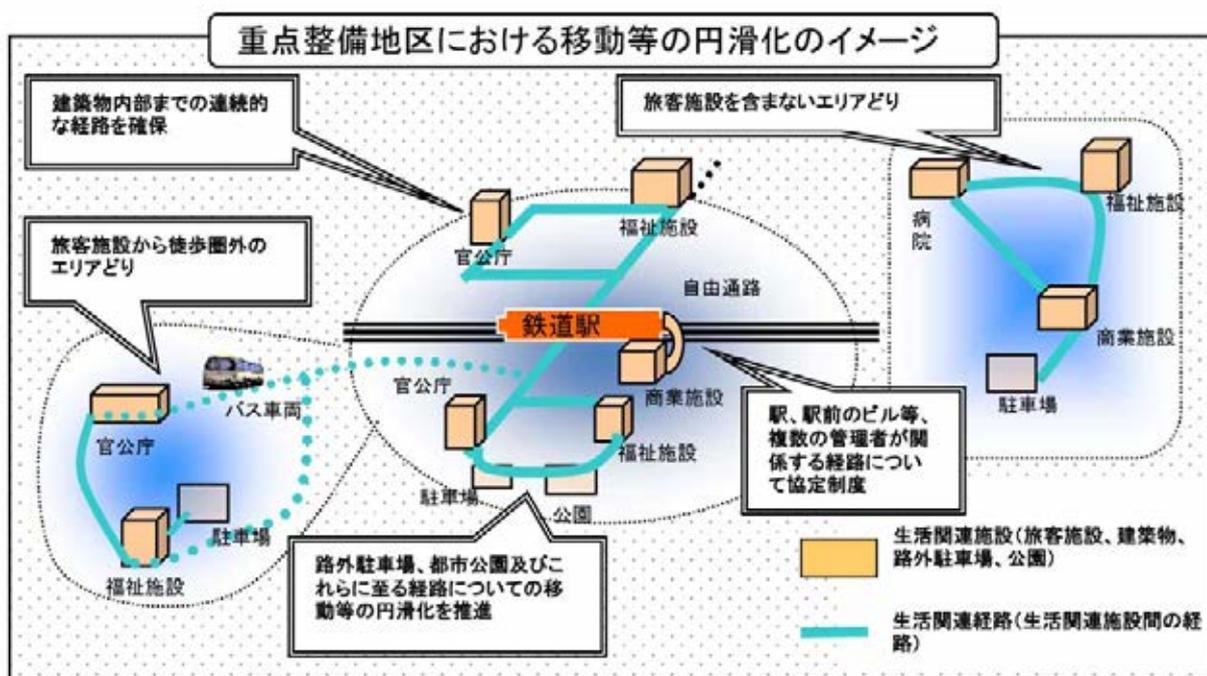
急速な少子高齢化社会の進展を背景に、高齢者や障がい者（身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・発達障がい者を含むすべての障がい者）、妊産婦、けが人などの移動や施設利用の利便性、安全性の向上が求められ、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下「バリアフリー法」という）が平成 18 年 12 月から施行されています。

高島市においても「近江今津駅」、「安曇川駅」、及び「近江高島駅」においてバリアフリーへの取り組みがなされているものの、その他の 3 駅についてはバリアフリー未対応な状況にあります。

しかし、高島市では『人が支え合う地域づくり』の実現に向けて、地域単位で高齢者や障がい者が明るく生き生きと安心して暮らしていける地域社会づくりを積極的に進めるとされていること、市内の高齢化が急速に進んでいることなどからも、他の 3 駅についてのバリアフリー化への対応が求められています。

この 3 駅のうち、新旭駅は市役所への最寄駅であり、またその周辺については、公共公益施設や保健施設等が多く立地しており、また新旭駅周辺の都市計画は昭和 51 年に計画決定され整備が早くに完了していた地区であったことから、バリアフリーの必要性・緊急性が高い地区といえます。

そこで、本基本構想は、『JR 新旭駅周辺地区』を対象として、バリアフリー法の第 25 条で定める「移動等円滑化基本構想」を、関連する都市計画等の諸計画と調和・整合を図りつつ作成することを目的として実施します。



資料：国土交通省 HP

1.2 基本構想の位置づけ

(1) バリアフリー法の概要

急速な高齢化と少子化が同時進行し、かつて経験したことのない人口減少社会となり、障がい者や高齢者なども含めた、あらゆる人たちが社会活動に参加し、自己実現するための施策が求められています。

そこで、高齢者、障がい者等が自立した日常生活や社会生活を営むことができる生活環境整備を目指し、移動等円滑化に関してより一体的・総合的な施策の推進を図るため、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築に関する法律（ハートビル法）」と「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）」を統合・拡充した「高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」が平成 18 年 12 月に施行されました。

バリアフリー法は、ハートビル法と交通バリアフリー法で既に定められている内容を踏襲しつつ、この二つでは措置されていなかった新たな内容が盛り込まれたものです。バリアフリー法で新たに盛り込まれた内容は、次のとおりです。

(1) 対象者の拡充

身体障がい者のみならず、知的障がい者・精神障がい者・発達障がい者を含む、すべての障がい者が対象となりました。

(2) 対象施設の拡充

これまでの建築物及び交通機関に、道路・路外駐車場・都市公園・福祉タクシーを追加されました。

(3) 基本構想制度の拡充

バリアフリー化を重点的に進める対象エリアが、旅客施設を含まない地域にまで拡充されました。

(4) 基本構想策定の際の当事者参加

基本構想策定時の協議会制度を法定化。また、住民などからの基本構想の作成提案制度が創設されました。

(5) ソフト施策の充実

バリアフリー施策の持続的・段階的な発展を目指す「スパイラルアップ」を導入し、バリアフリー化の促進に関する国民の理解を深め、バリアフリー化の実施に関する国民の協力を求める、いわゆる「心のバリアフリー」を深めていくことを国の責務として定めるとともに、国民の責務として新たに位置づけられました。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の 基本的枠組み

基本方針(主務大臣)

- ・ 移動等の円滑化の意義及び目標
- ・ 公共交通事業者、道路管理者、路外駐車場管理者、公園管理者、特定建築物の所有者が移動等の円滑化のために講ずべき措置に関する基本的事項
- ・ 市町村が作成する基本構想の指針

関係者の責務

- ・ 関係者と協力しての施策の持続的かつ段階的な発展（スパイラルアップ）【国】
- ・ 心のバリアフリーの促進【国及び国民】
- ・ 移動等円滑化の促進のために必要な措置の確保【施設設置管理者等】
- ・ 移動等円滑化に関する情報提供の確保【国】

基準適合義務等

以下の施設について、新設等に際し移動等円滑化基準に適合させる義務
既存の施設を移動等円滑化基準に適合させる努力義務

- ・ 旅客施設及び車両等
- ・ 一定の道路（努力義務はすべての道路）
- ・ 一定の路外駐車場
- ・ 都市公園の一定の公園施設（園路等）
- ・ 特別特定建築物（百貨店、病院、福祉施設等の不特定多数又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物）

特別特定建築物でない特定建築物（事務所ビル等の多数が利用する建築物）の建築等に
際し移動等円滑化基準に適合させる努力義務
（地方公共団体が条例により義務化可能）

誘導的基準に適合する特定建築物の建築等の計画の認定制度

重点整備地区における移動等の円滑化の重点的・一体的な推進

住民等による基本構想の作成提案

基本構想（市町村）

- ・ 旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の高齢者、障害者等が生活上利用する施設の所在する一定の地区を重点整備地区として指定
- ・ 重点整備地区内の施設や経路の移動等の円滑化に関する基本的事項を記載

協議会

市町村、特定事業を実施すべき者、施設を利用する高齢者、障害者等により構成される協議会を設置

協議

事業の実施

- ・ 公共交通事業者、道路管理者、路外駐車場管理者、公園管理者、特定建築物の所有者、公安委員会が、基本構想に沿って事業計画を作成し、事業を実施する義務（特定事業）
- ・ 基本構想に定められた特定事業以外の事業を実施する努力義務

支援措置

- ・ 公共交通事業者が作成する計画の認定制度
- ・ 認定を受けた事業に対し、地方公共団体が助成を行う場合の地方債の特例

移動等円滑化経路協定

重点整備地区内の土地の所有者等が締結する移動等の円滑化のための経路の整備又は管理に関する協定の認可制度

(2) 基本構想制度の概要

バリアフリー法において、市町村は、国が定める基本方針に基づき、旅客施設を中心とした地区や、高齢者、障がい者などが利用する施設が集まった地区（重点整備地区）において、公共交通機関、建築物、道路、路外駐車場、都市公園、信号機などのバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するため、当該地区におけるバリアフリー化のための方針、事業等を内容とする「基本構想」を作成することができる、とされています。

基本構想には以下の事項を定めることとされています。

- ①重点整備地区における移動等円滑化に関する基本的方針
- ②重点整備地区の位置及び区域
- ③生活関連施設及び生活関連経路並びにこれらにおける移動等円滑化に関する事項
- ④移動等円滑化のために実施すべき特定事業その他の事業に関する事項
- ⑤その他の必要な事項

【用語の解説】

※重点整備地区

重点整備地区とは、高齢者や障がい者等の移動等の円滑化に係る事業を重点的かつ一体的に推進する必要のある地区をいいます。

※生活関連施設

生活関連施設とは、高齢者、障がい者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設をいいます。

※生活関連経路

生活関連経路とは生活関連施設相互間の経路をいいます。

※特定事業

特定事業は、基本構想における生活関連施設、生活関連経路、特定車両のバリアフリー化を具体化するもので、当制度における要といえるものです。特定事業には、「公共交通特定事業」「道路特定事業」「路外駐車場特定事業」「都市公園特定事業」「建築物特定事業」「交通安全特定事業」があります。

なお、新旭駅のバリアフリー化については、上記のうち「公共交通特定事業」に基づき実施されますが、そのためには「特定旅客施設」の要件に該当する必要があります。

バリアフリー法に基づく基本構想の概要

②重点整備地区の位置及び区域

【配置要件】

- 生活関連施設を含み、施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区
(400ha未満で、特別特定建築物に該当するものがおおむね3以上あり、かつ、相当数の高齢者、障害者等により、施設相互間の移動が徒歩で行われる地区)

【課題要件】

- 生活関連施設及び生活関連経路について移動円滑化が特に必要と認められる地区

【効果要件】

- 総合的な都市機能増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区

④-3 路外駐車場特定事業に関する事項

車いす使用者が円滑に利用できる駐車施設
出入口まで、高い段差がないように、歩道に準じて、車いす利用者が円滑に利用できる経路を確保

特定路外駐車場
車いす使用者が円滑に利用できる駐車施設その他の移動等円滑化のために必要な整備に関する事業を定める

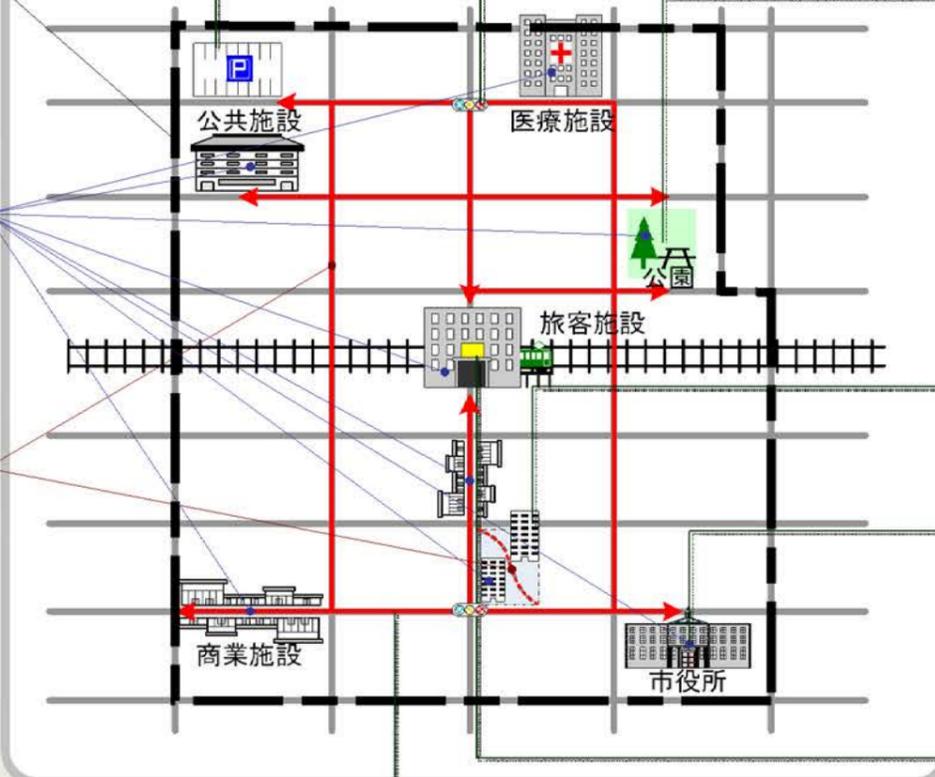
④-6 交通安全特定事業に関する事項

信号機等
(高齢者、障害者等による道路の横断の安全を確保するための機能を付加した信号機、歩行者用道路であることを表示する道路標識、横断歩道であることを表示する道路標示等)
道路交通法第4条第1項の規定による設置に関する事業を定める

違法駐車
違法駐車行為に係る車両の取締りの強化、違法駐車行為の防止についての広報活動及び啓発活動その他の移動等円滑化のために必要な生活関連経路を構成する道路における違法駐車行為の防止のための事業を定める

音響式信号機
エスコートゾーン (視覚障害者横断帯)

特定旅客施設(駅等)周辺における重点整備地区のイメージ



④-4 都市公園特定事業に関する事項

都市公園
移動等円滑化のために必要な特定公園施設の整備に関する事業を定める

④-5 建築物特定事業に関する事項

特定建築物
生活関連経路の移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の整備に関する事業を定める

特別特定建築物
移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の整備に関する事業を定める

④-1 公共交通特定事業に関する事項

特定旅客施設
(利用者が相当数であること(概ね5000人/日以上)等)
エレベーター、エスカレーターその他の移動等円滑化のために必要な設備の整備に関する事業を定める

特定車両
(軌道事業者又は一般乗合旅客自動車運送事業者が旅客の運送を行うために使用する車両等)
床面の低いものとするその他の特定車両に関する移動等円滑化のために必要な事業を定める

車いすスペース
ノンステップバス

③生活関連施設

- (高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設)
- 市町村が基本構想で定める
 - 地区内に特定旅客施設がある場合は必ず生活関連施設として定める

③生活関連経路

- (生活関連施設相互間の経路)
- 市町村が基本構想で定める
 - 道路や駅前広場だけでなく、通路等についても定めることができる
 - 主要な生活関連経路について、道路特定事業、交通安全特定事業を平成22年までに実施

⑤その他必要な事項

- 土地区画整理事業、市街地再開発事業その他の市街地開発事業に関し移動等円滑化のために考慮すべき事項
- 自転車その他の車両の駐車のための施設の整備に関する事項
- その他の重点整備地区における移動等円滑化に資する市街地の整備改善に関する事項
- その他重点整備地区における移動等円滑化のために必要な事項

基本構想に定める事項

- ①基本的な方針
- ②地区の位置及び区域
- ③生活関連施設
生活関連経路
上記の移動等円滑化に関する事項
- ④移動等円滑化のために実施すべき特定事業その他の事業に関する事項
- ⑤その他必要な事項(自転車駐車場の整備等)

④-2 道路特定事業に関する事項

道路

歩道、道路用エレベーター、通行経路の案内標識その他の移動等円滑化のために必要な施設又は工作物の設置に関する事業

歩道の幅又は路面の構造の改善その他の移動等円滑化のために必要な道路の構造の改良に関する事業

本基本構想において該当すると思われる事項

1.3 基本構想の対象とする重点整備地区

- 高島市では、JR 近江今津駅周辺地区、JR 安曇川駅周辺地区、JR 近江高島駅周辺地区において交通バリアフリー基本構想を定め、バリアフリー化の取組みを進めているところです。
- この基本構想は、市内の未バリアフリー化 3 駅の中で乗降客数が最も多く、市役所が立地しており、また周辺に高齢者等の利用が多いと考えられる医療施設、保健施設、福祉施設が数多く立地している新旭駅周辺地区を対象とします。

(1) 対象とする鉄道駅

- 市内の未バリアフリー化駅 3 駅のうち、市役所、保健センターといった主要な公共施設や医療施設、保健施設、福祉施設が立地している新旭駅周辺を対象に重点整備地区を設定します。

表. 未バリアフリー化 3 駅の乗降客数と周辺施設分布

駅名	乗降客数 ¹	高齢化率 ²	1 km 圏に立地する主要施設	
			医療施設、保健施設、福祉施設等	その他施設
マキノ駅	642 人/日	37.2%	社会福祉法人 たかしま会藤美寮 ※その他、駅周辺に医療施設が立地	高島市北部消防署マキノ救急分遣所、マキノ郵便局、マキノ自然休養村管理センター(観光案内所)、マキノ物産会館、マキノ図書館、マキノ資料館、マキノグランド、マキノ土に学ぶ里研修センター
近江中庄駅	302 人/日		医療法人マキノ病院	
新旭駅	2,288 人/日	27.1%	新旭保健センター ※その他、駅周辺に医療施設が多数立地	高島市役所、高島市観光物産プラザ、新旭郵便局、新旭公民館、湖西中学校、新旭北小学校、新旭図書室、新旭体育館、新旭武道館、新旭森林スポーツ公園

1 乗降客数は、平成 26 年度滋賀県統計書による

2 高齢化率は、平成 27 年度高島市統計書による旧町別住民基本台帳人口により算出

(2) 新旭駅の特定期旅客施設の要件

- 特定旅客施設の要件（バリアフリー法施行令第1条）として、次の各号のいずれかに該当することとされている。新旭駅周辺地区では第三号要件により適合するものと考えられます。

要件（バリアフリー法施行令第1条）	新旭駅の場合
一 当該旅客施設の日当たりの平均的な利用者の人数が <u>5,000人以上</u> であること。	平成 26 年度で 2,288 人/日であり、要件を <u>満たさない</u>
二 次のいずれかに該当することにより当該旅客施設を利用する高齢者又は障害者の人数が前号の要件に該当する旅客施設を利用する <u>高齢者又は障害者の人数と同程度以上</u> であると認められること。	高齢者及び障害者の利用者は全国平均を下回り、 <u>該当しない</u>
三 前二号に掲げるもののほか、当該旅客施設及びその周辺に所在する官公庁施設、福祉施設その他の施設の利用の状況並びに当該旅客施設の周辺における移動等円滑化の状況からみて、当該旅客施設について <u>移動等円滑化のための事業を優先的に実施する必要性が特に高いと認められるもの</u> であること。	駅に近接して、当地区以外からの広域的利用の見込まれる市役所、新旭保健センター等が立地しており、駅及び周辺における移動等円滑化の必要性は高いと <u>認められる</u>

2. 高島市の概況

(1) 位置・地勢

- 高島市は滋賀県の北西部に位置し、総面積は約 693km²の広さを持ち、東部は琵琶湖に、南西部は比良山地を境に大津市および京都府に、北西部は 饗庭野^{あいはらの}・野坂山地を境に福井県に接しています。

(2) 人口動向

- 高島市の人口は、平成 27 年 10 月 1 日現在 49,865 人で、ここ数年減少の傾向にあります。
- 65 歳以上人口の割合は、平成 27 年で 32.4%となっており、滋賀県全体の 24.2%、全国の 26.7%を大幅に上回っています。

(3) 産業

- 高島市では、一級河川安曇川などの河川により形成された平野を中心に古くから農業が営まれてきたほか、琵琶湖や河川での漁業、広大な森林を活用した木材生産が行われてきており、これらとともに綿織物や扇骨業、食品加工業などの地場産業も発展してきました。
- また、企業誘致や観光交流産業の育成による地域活性化の取組みがなされてきましたが、近年地域の経済基盤は脆弱化しています。

(4) 観光

- 市内には、海津大崎の桜、メタセコイヤ並木、マキノ高原（マキノ）、家族旅行村ピラデスト今津、ザゼンソウ群生地（今津）、グリーンパーク思い出の森、朽木温泉てんくう（朽木）、藤樹書院跡（安曇川）、道の駅しんあさひ風車村（新旭）、ガリバー青少年旅行村、畑の棚田（高島）などの観光名所があり、年間約 418 万人の観光客の入込があります。

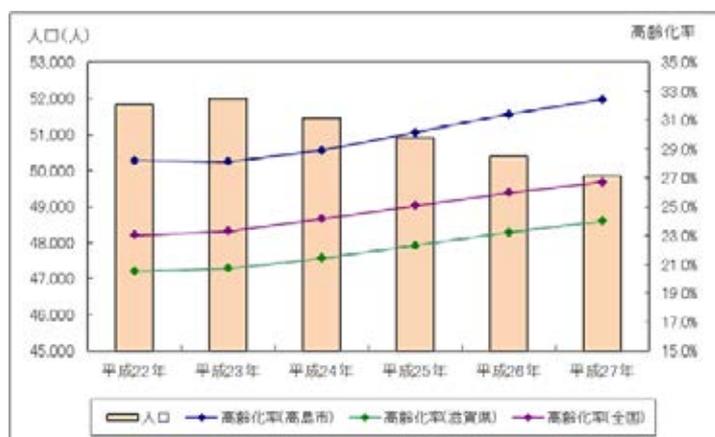


図. 高島市の人口及び高齢化率の推移

(資料：滋賀県推計人口年報)

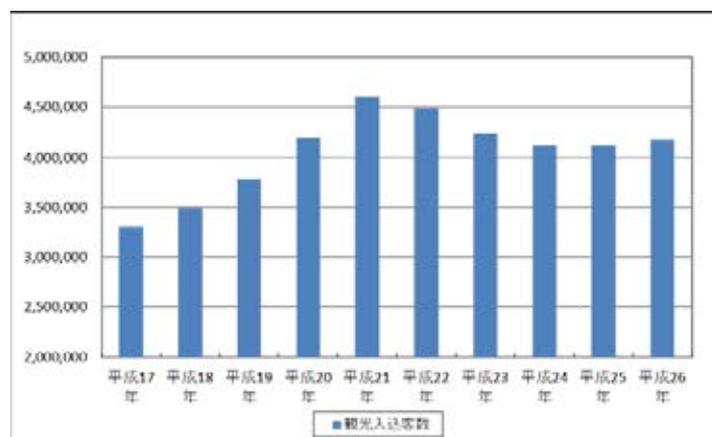


図. 観光入込客数の推移

(資料：滋賀県観光入込客統計調査)

(5) 交通

- 道路は、京阪神地域と北陸地域を結ぶ国道 161 号、滋賀県湖北地域と福井県若狭町を結ぶ国道 303 号、高島市と大津市、京都市を結ぶ国道 367 号が骨格となる幹線道路網を形成しています。また、主要地方道である県道小浜朽木高島線、太田安井川線および海津今津線や、琵琶湖岸を周遊する湖周道路などの一般県道や市道が地域内外を結ぶ役割を担っています。
- 鉄道は、JR 湖西線が南北に縦貫し、市内には近江高島駅をはじめ、安曇川、新旭、近江今津、近江中庄、マキノの 6 駅があります。そのうち、近江高島、安曇川、近江今津については、エレベーター設置が完了しています。
- バス交通は、西日本 JR バス、江若交通バス、湖国バス、市営バスと予約乗合タクシーが運行されています。

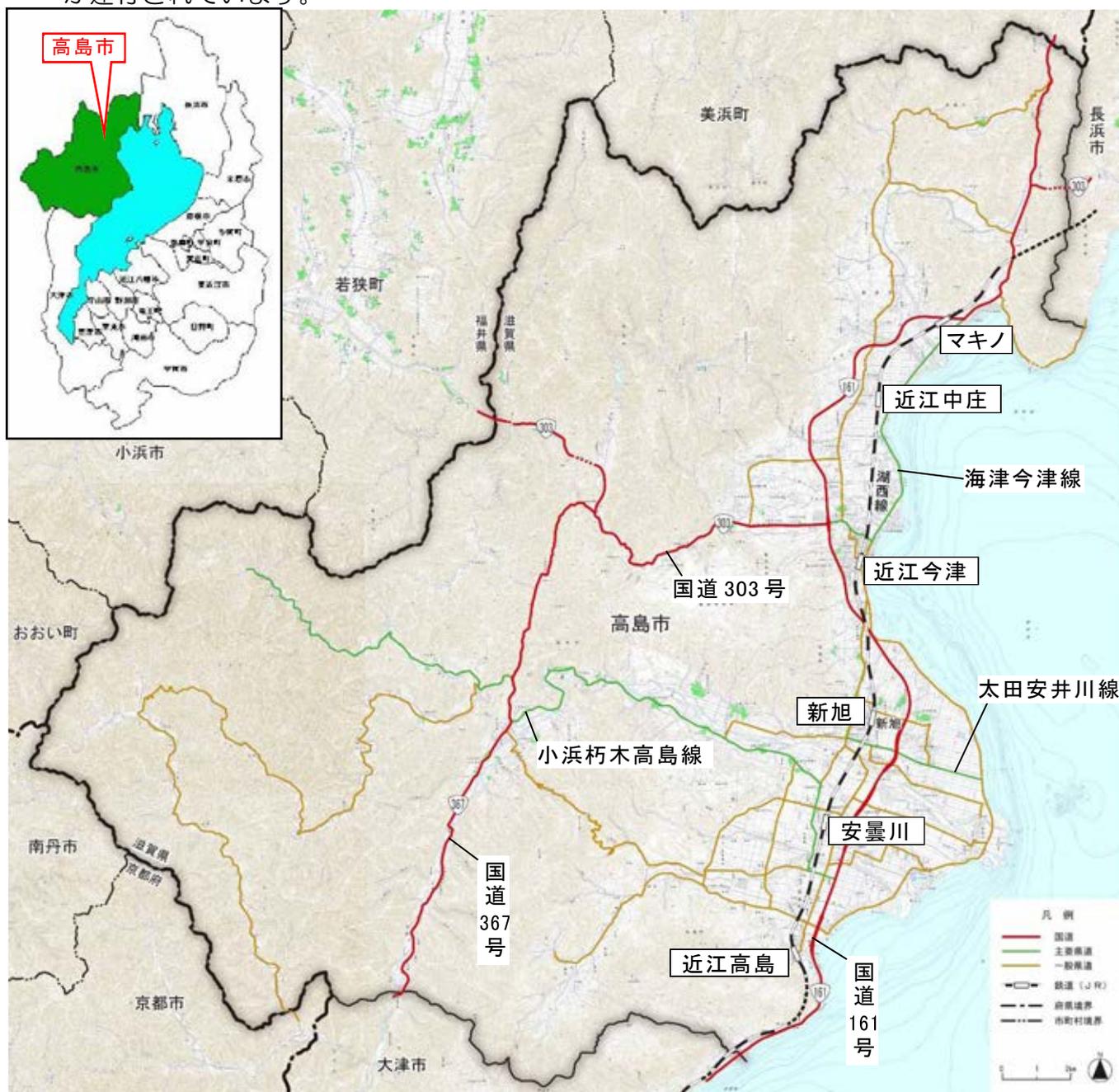


図. 高島市の交通網

(6) 各種計画

- 総合計画、交通安全計画、また福祉等に関する計画における、新旭駅やその周辺地区の位置づけや、バリアフリーに関する施策の位置づけは以下のとおりとなっています。

区分	名称	策定	地区の位置づけ・バリアフリーに関連する施策等
総合計画	高島市総合計画 後期基本計画	高島市 (平成 24 年 3 月)	<ul style="list-style-type: none"> ●土地利用構想において、新旭駅周辺は市街地ゾーン及び田園ゾーンに位置づけられている。 ●基本計画の都市基盤整備計画において鉄道網の整備・充実として JR 湖西線の輸送力強化と利便性向上があり、また「人にやさしく地域環境と共生するみちづくり」として、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 鉄道駅、公共交通機関等のバリアフリー化 ・ 歩行者にやさしい快適なみちづくり を位置づけている。
交通安全計画	第 9 次 高島市 交通安全計画	高島市 交通安全 対策会議	<ul style="list-style-type: none"> ●今後の道路交通安全対策を進める重点のひとつとして、「高齢者および子どもの安全確保」を挙げ、その対策として、“高齢者にやさしい道路交通環境整備”や、“高齢者が日常的に利用する機会の多い医療機関や福祉施設等と連携し、地域に密着した交通安全を推進”することを位置づけている。 ●道路交通に関する安全施策のひとつとして、バリアフリー法に基づく重点整備地区やその周辺地区等において、バリアフリー対応型信号機や視覚障がい者誘導用ブロック等の整備・設置に努めることを位置づけている。
福祉・介護等に関する計画	高島市 地域福祉計画 (第 2 次)	高島市 (平成 24 年 5 月)	<ul style="list-style-type: none"> ●基本目標において、「誰もが暮らしやすい基盤整備の充実」を掲げている。 ●この中で、「駅舎周辺の道路等においてバリアフリー化を進め、駅舎のエレベーター設置を引き続き JR に強く要望していきます」としている。
	高島市高齢者 福祉計画 第 6 期介護保険 事業計画	高島市 (平成 27 年 3 月)	<ul style="list-style-type: none"> ●平成 37 年度には高齢者人口 16,844 人、高齢化率は 36.4%と推計されている。 ●計画の基本理念 『共に生き 共に喜び 共に育つ 「長寿 たかしま」』
	高島市 障がい者計画・ 障がい福祉計画 (第 4 期)	高島市 (平成 27 年 3 月)	<ul style="list-style-type: none"> ●計画の基本理念 「人としての尊厳の尊重」 「障がいのある人の主体性を重視した生活の質の向上」 「障がいのある人もない人もみんなで参加する住みよい地域社会づくり」 ●生活環境の整備として、駅舎や周辺施設などについては高島市交通バリアフリー基本構想に基づき、計画的にバリアフリー化を進めます。

3. 新旭駅と周辺地区の現況

3.1 新旭駅の現況

(1) 乗降客数の推移

- 新旭駅の一日平均乗降客数は、平成 26 年度で 2,288 人/日となっています。
- 経年的には、平成 16 年度から平成 22 年度にかけて減少傾向にあったものが、平成 23 年度以降増加の傾向にあります。

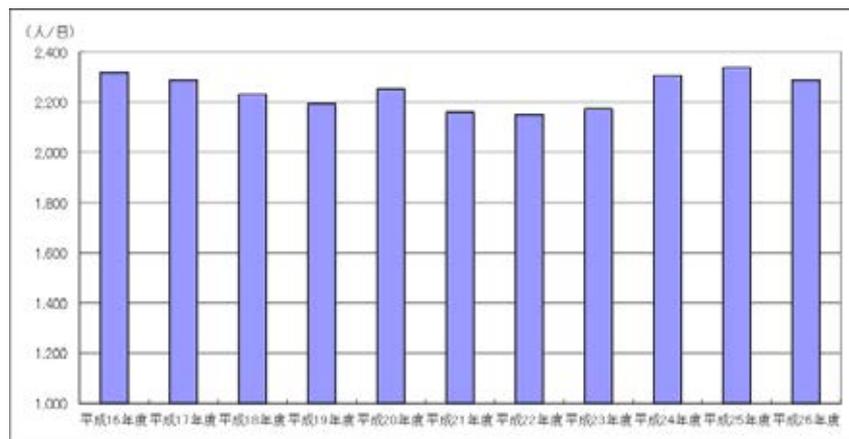


図. 新旭駅の一日平均乗降客数の推移 (資料：滋賀県統計書)

(2) 交通手段

- 新旭駅の端末交通手段は、第 5 回近畿圏パーソントリップ調査によると自家用車が約 37%、徒歩約 27%、自転車約 24%、また自動二輪が約 3%となっています。
- 近畿圏パーソントリップ調査は抽出調査のため、バス利用、タクシー利用が出ていませんが、新旭駅にはバス・タクシーのりばがあり、駅へのアクセス手段として利用されています。

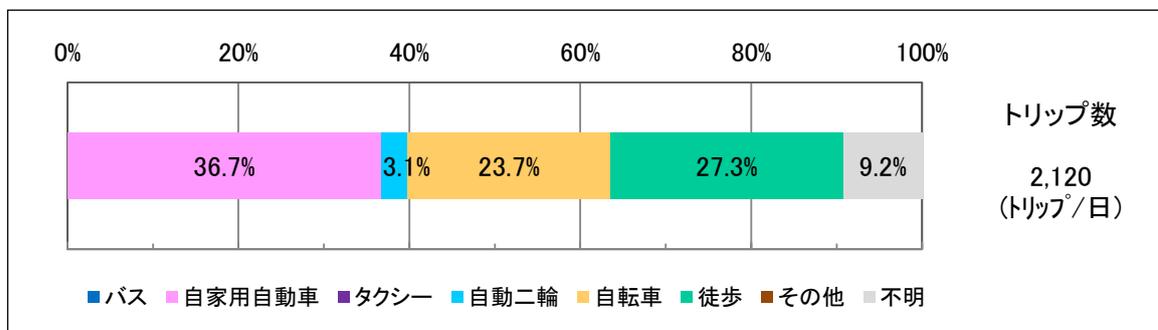


図. 新旭駅の端末交通手段分担率 (平日) (資料：第 5 回近畿圏パーソントリップ調査 (平成 22 年))

(3) 駅施設

- 駅施設は高架駅となっています。ホームは2面2線で、駅舎とホームは階段での往来で、エレベーター・エスカレーターは設置されていません。トイレもバリアフリー未対応です。
- 視覚障がい者誘導用ブロックは駅の構内外ともに敷設されています。



駅舎外観



改札口（有人対応）



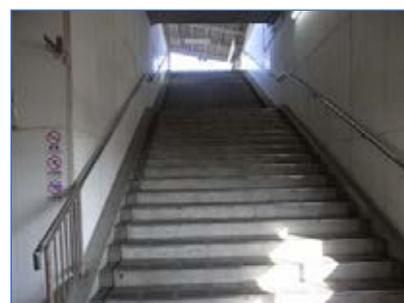
駅構内（柵外）



京都方面ホーム
（待合室・上屋・視覚障がい者誘導用ブロック）



敦賀方面ホーム
（待合室・上屋・視覚障がい者誘導用ブロック）



ホームへの階段
（エレベーターなし・手すりあり）



トイレ（バリアフリー未対応）



自動券売機



運賃表示

(4) 交通結節施設

- 駅の東西に駅前広場が整備されており、東側にはタクシーの乗降場と身障者用駐車スペースが設置され、西側にはバスの乗降場が設置されています。(一般車の乗降スペースは明示されていません)。



西側駅前広場歩道



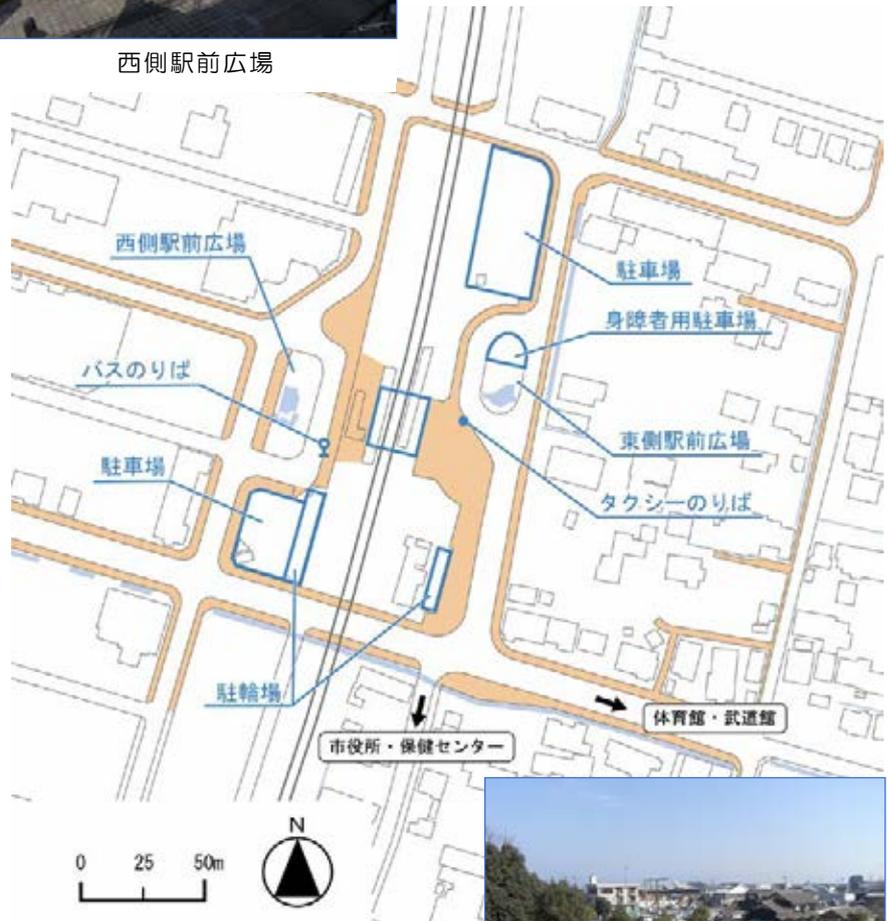
西側駅前広場



バスのりば



横断歩道



東側駅前広場



タクシーのりば



東側駅前広場歩道



身障者用駐車場

(5) バスの運行状況

- バスについては、高島市コミュニティバスが2路線運行されており、新旭駅発の運行は各路線とも下表のとおり概ね1時間に1回の運行頻度となっています。

表. 新旭駅発着コミュニティバスの運行概要

	路 線	
	東循環線	西循環線
運行概要	◎7時台～19時台に運行がある ◎11時台、12時台、18時台を除き概ね1時間1回の運行がある	◎下古賀方面と木津方面の2系統が運行されている ◎下古賀方面は7時台～20時台の運行があり、10時台、13時台、14時台を除き概ね1時間1回の運行がある ◎木津方面は7時台～19時台の運行があり、10時台、13時台を除き概ね1時間1回の運行がある

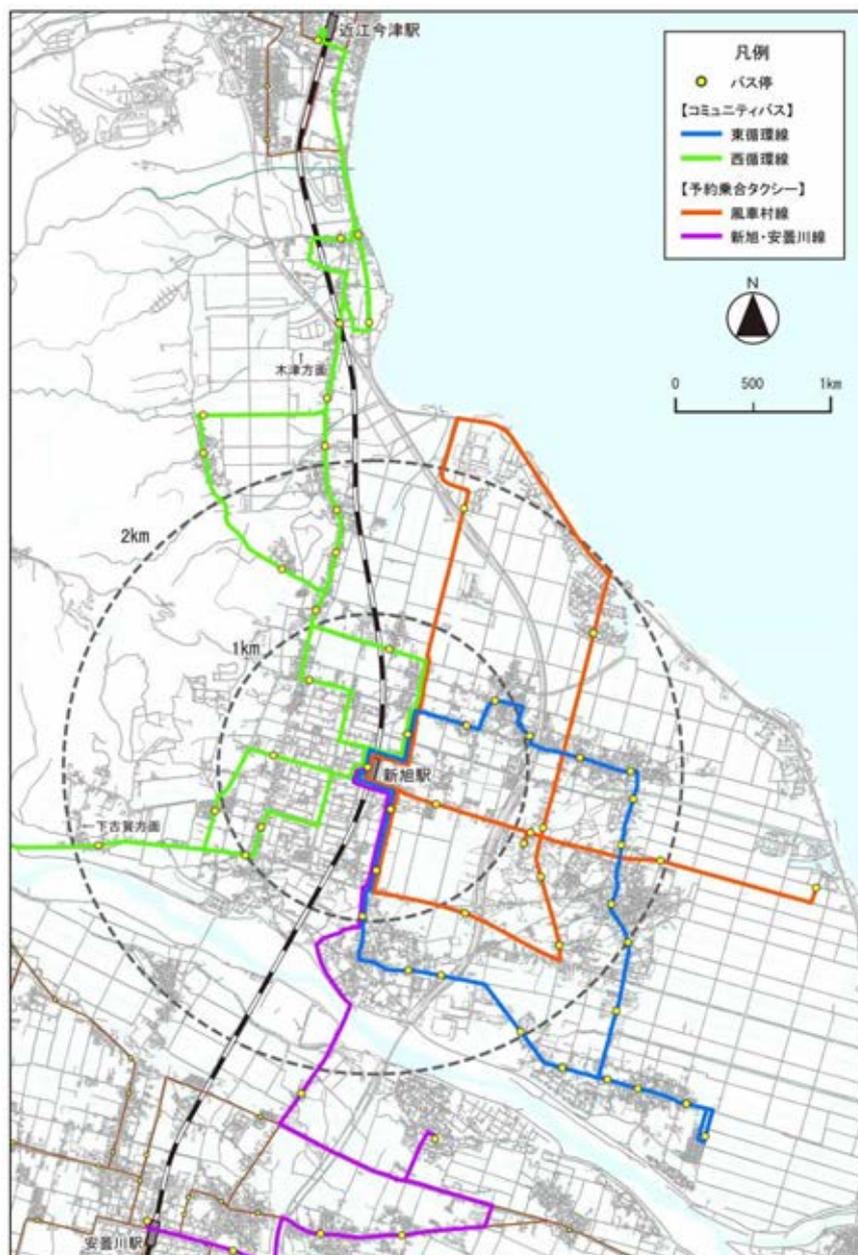


図.バス路線図 (資料：高島市コミュニティバス路線図 (平成28年4月1日現在))

3.2 新旭駅周辺の現況

(1) 人口

- 駅を中心とした1km圏に含まれる町丁別の人口は下図のようになっており、駅に近い町丁では増加、周辺では減少の傾向にあります。

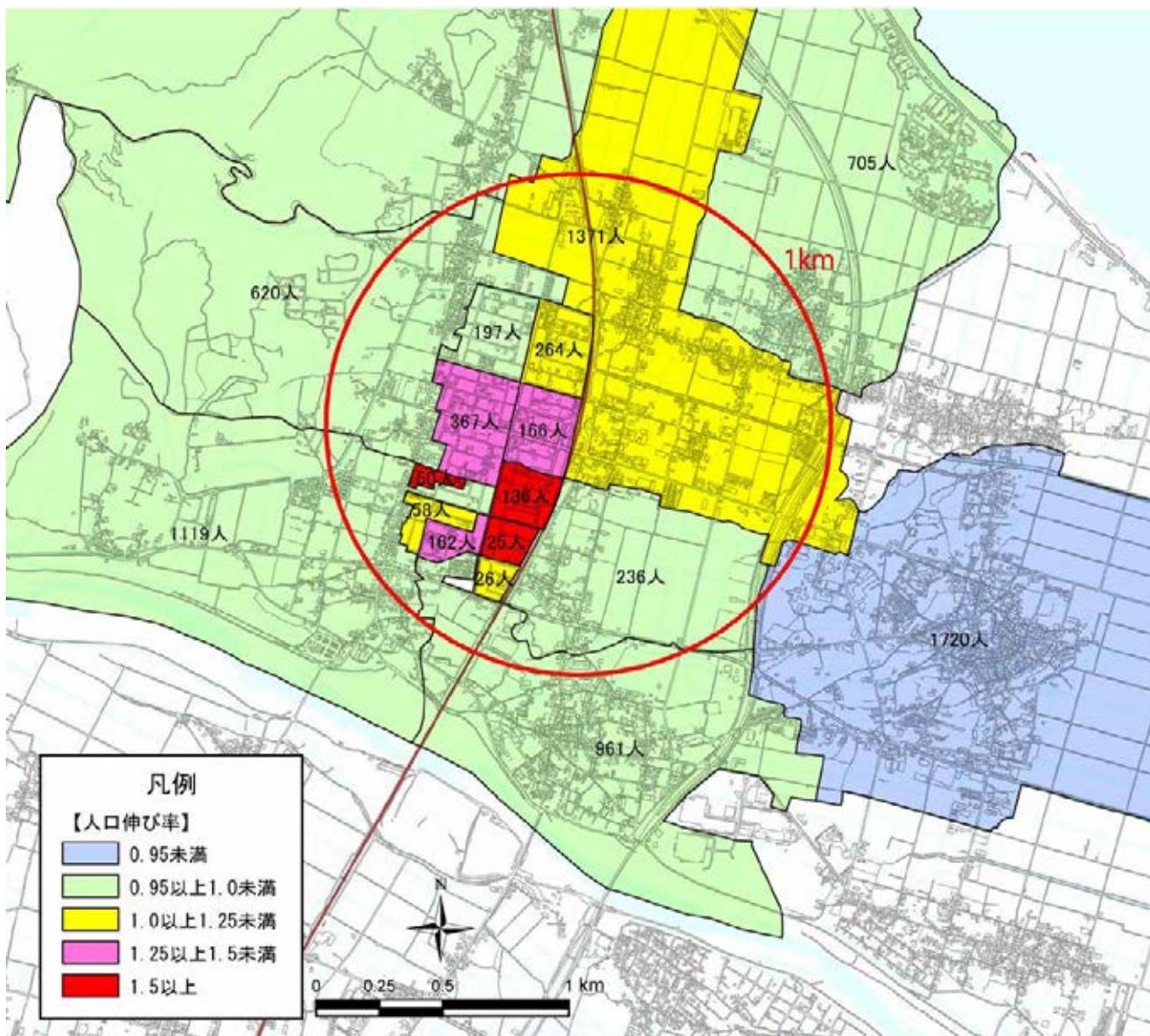


図. 駅1km圏の人口と伸び率

資料：国勢調査（平成22年、平成17年）

(2) 施設分布

- 駅から 1 km 圏には、以下の施設が立地しています。(次頁図参照)

区分	施設名
官公庁施設	高島市役所
公益サービス施設	高島市観光物産プラザ、新旭公民館、新旭郵便局、滋賀銀行新旭支店、 関西アーバン銀行新旭店、JAしんあさひ
福祉施設	新旭保健センター、メディケアさくら
医療施設	まつもと整形外科、うえはら歯科、やすはら眼科クリニック、 小林クリニック、山内耳鼻いんこう科、澤村クリニック、野上歯科医院、 湖西クリニック、本多医院
教育施設	湖西中学校
文化施設	新旭体育館、新旭武道館、新旭図書室、新旭森林スポーツ公園
商業施設	ACCOOP パネス、コメリ新旭店、ナフコ高島店

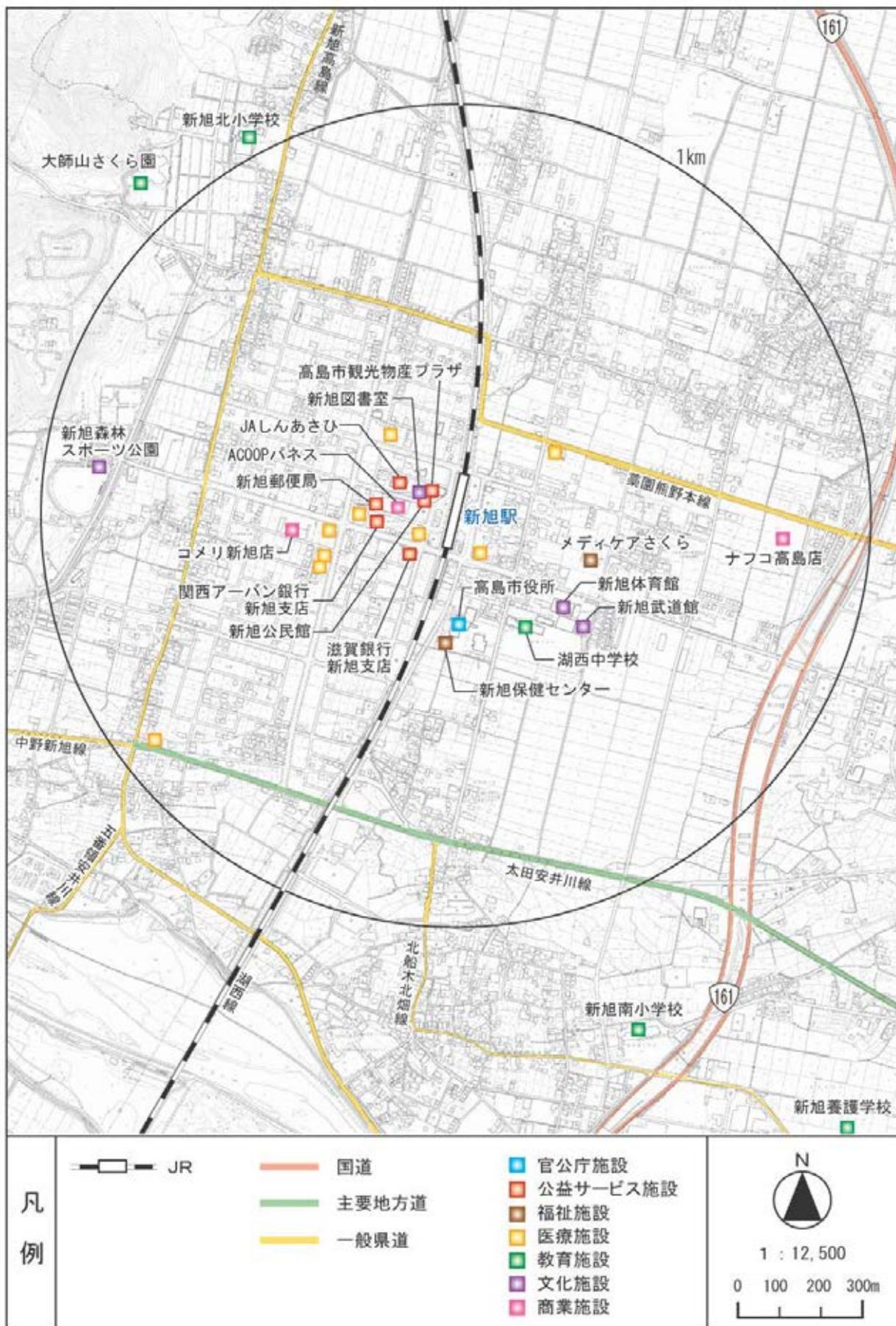


図. 新旭駅 1km 圏の主要施設分布

(3) 歩道

- 駅周辺の市道は概ね両側歩道となっています。
- 市役所付近の市道新庄木津線および市道堀川線は、片側歩道となっています。
- 一部の歩道はセミフラット式歩道*¹となっていますが、多くはマウントアップ式歩道*²となっています。



市道平井藁園 1 号線（両側歩道）



市道新旭駅西 1 号線（両側歩道）



市道新旭駅西 2 号線（両側歩道）



市道北畑熊野本線（両側歩道）



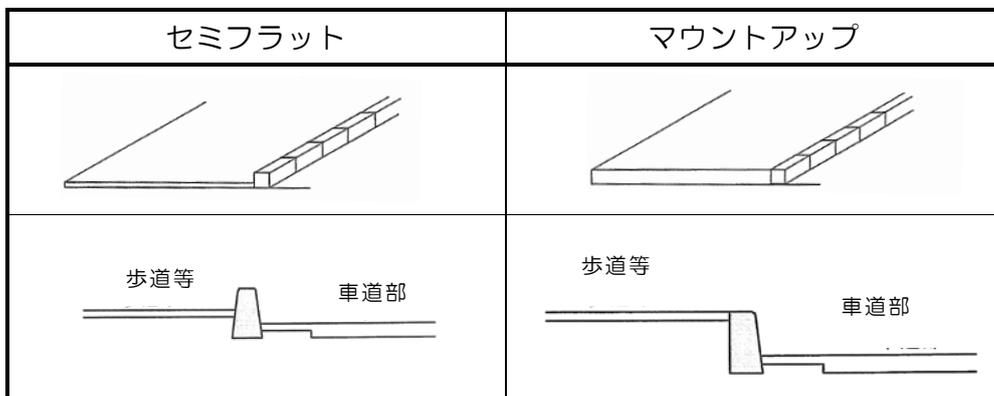
市道堀川線（片側歩道）



市道新庄木津線（片側歩道）

*¹ セミフラット式歩道…車道に対して数センチ（2～3 センチ）の段差をつけた歩道のこと。

*² マウントアップ式歩道…車道に対して 15 センチ程度高く段差をつけた歩道のこと。



出典：滋賀県歩道整備マニュアル（上）

道路構造令の解説と運用（下）

3.3 新旭駅周辺のバリアフリーに関する整備課題

- 以下のように、新旭駅周辺における移動等円滑化に関する整備課題としては、『地域核としての機能強化』『すべての人にやさしい中心ゾーンの形成』『特に新旭駅のバリアフリー化』が上げられます。

地区の位置

- ◎新旭駅は高島市新旭地区の中心駅で、地区は駅を中心とした市街地である

各種計画等での位置づけ・関連計画

- ◎新旭駅周辺は、総合計画において市街地ゾーン及び田園ゾーンに位置づけられている
- ◎総合計画の基本計画における都市基盤整備計画において鉄道網の整備充実を図ることや、歩行者にやさしい快適なみちづくりを推進するとしている
- ◎高齢者福祉計画では、今後さらに高齢化が進展することを予想している

駅及び駅周辺の現況

- ◎新旭駅は1日平均 2,288 人/日の利用があり、ホームは高架上にあるが、エレベーターは設置されていない
- ◎駅の1km 圏内には公共公益施設等が数多く立地し、中でも駅の東側には市役所が立地している
- ◎駅の東西には駅前広場が整備されているが、部分的に勾配がきつい箇所などのバリアがある
- ◎駅周辺の主要道路は歩道が設置されているが、波打ちや視覚障がい者誘導用ブロックが未設置など、バリアフリー化がされていない

地区の整備課題

- ◎新旭駅を中心としての周辺等の公共公益施設や、地域核の1つとしての機能強化が課題である
- ◎高齢化の進展を踏まえ、すべての人にやさしい地域の中心ゾーンを形成することが課題である
- ◎特に新旭駅のバリアフリー化(エレベーター設置)が緊急の課題である

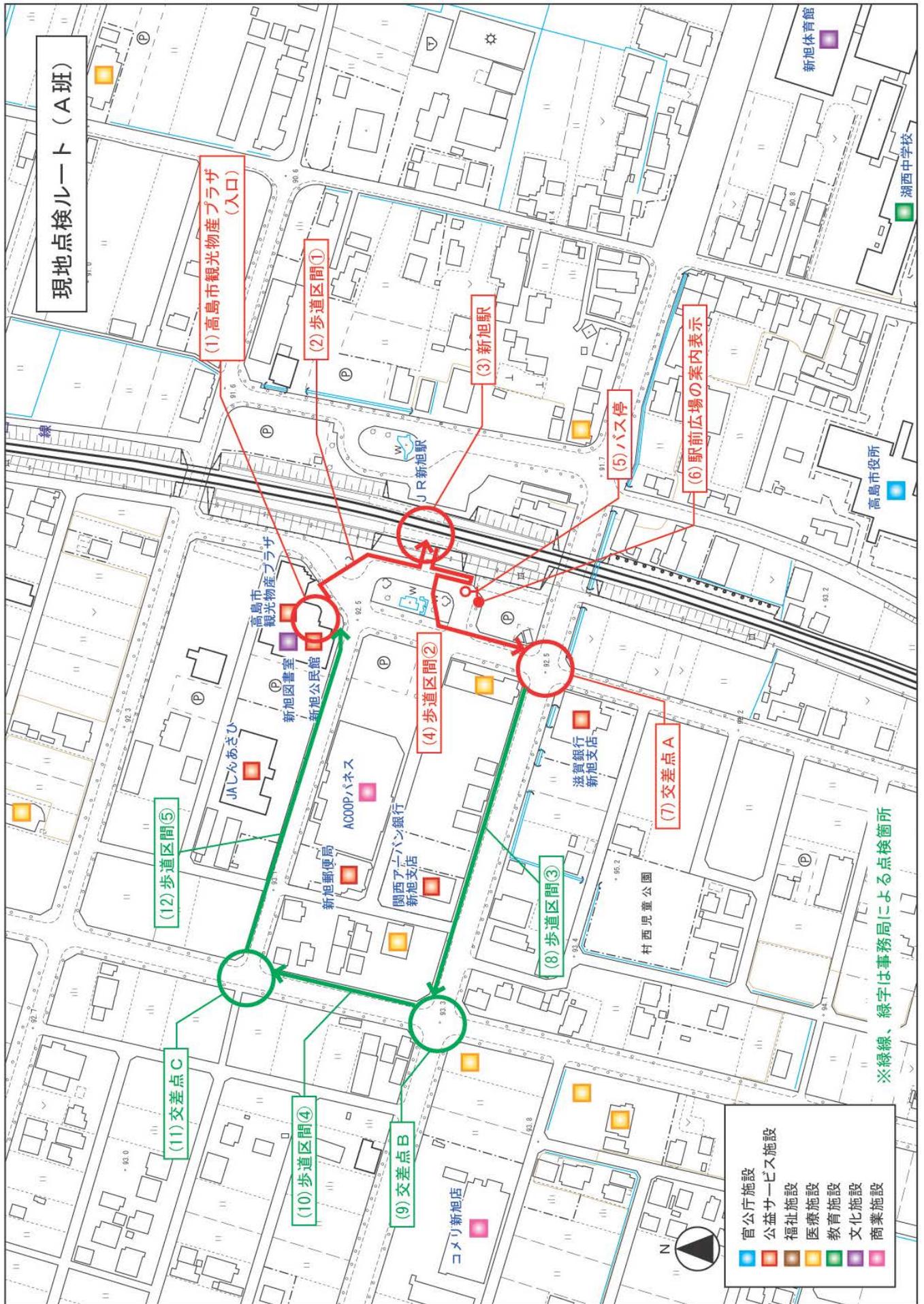
4. 現地点検調査等による課題

4.1 現地点検調査等の概要

本基本構想の策定にあたって、第2回協議会において、検討対象地区における生活関連経路候補路線等の現状の問題点を把握する現地点検調査を実施しました。また、本基本構想策定に向けて関係者の意向把握を目的として、関係者ヒアリング調査を実施しました。

<現地点検調査・関係者ヒアリングの概要>

- ① 日 時：平成 28 年 4 月 22 日（金） 13：30～16：45 （天候：くもり）
- ② 調査箇所：別紙ルート図参照
- ③ 調査方法：
 - 現地点検調査……………2班に別れて、駅構内の設備等、駅前広場、道路等の区間及び交差点、周辺主要施設の入口付近毎にチェックシートに問題点等を記入
 - 関係者ヒアリング…設問に沿って事務局員が参加者に個別にヒアリングを行い回答をシートに記入
- ④ 参加者：33 名（事務局を含む）
 - 高島市身体障害者更生会
 - 滋賀県立新旭養護学校
 - 視覚障害者協会
 - 高島市老人クラブ連合会
 - 近隣自治会
 - 高島市交通バリアフリー基本構想策定協議会委員



現地点検ルート (A班)

(1) 高島市観光物産プラザ (入口)

(2) 歩道区間①

(3) 新旭駅

(5) バス停

(6) 駅前広場の案内表示

(4) 歩道区間②

(7) 交差点A

(12) 歩道区間⑤

(8) 歩道区間③

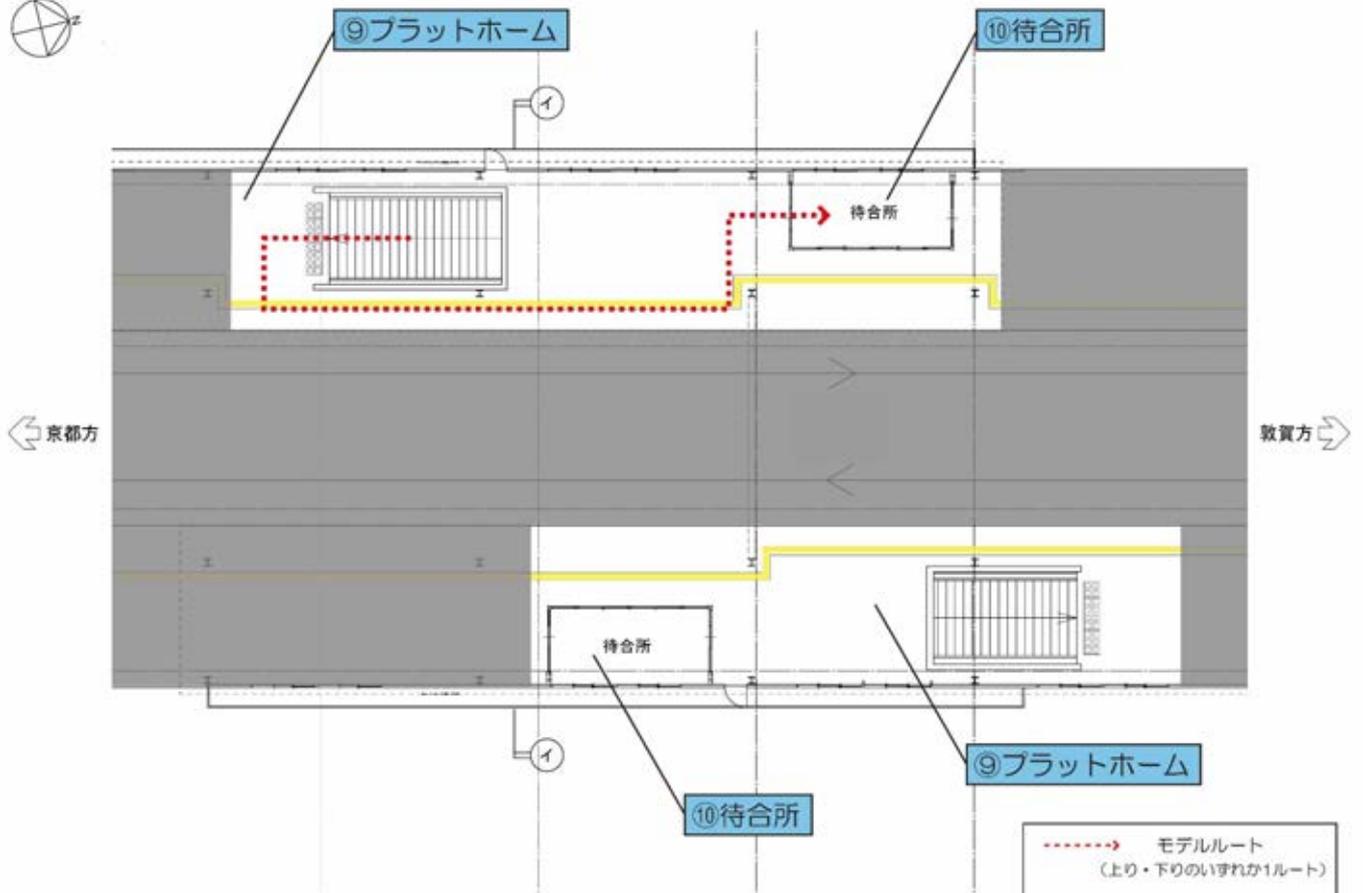
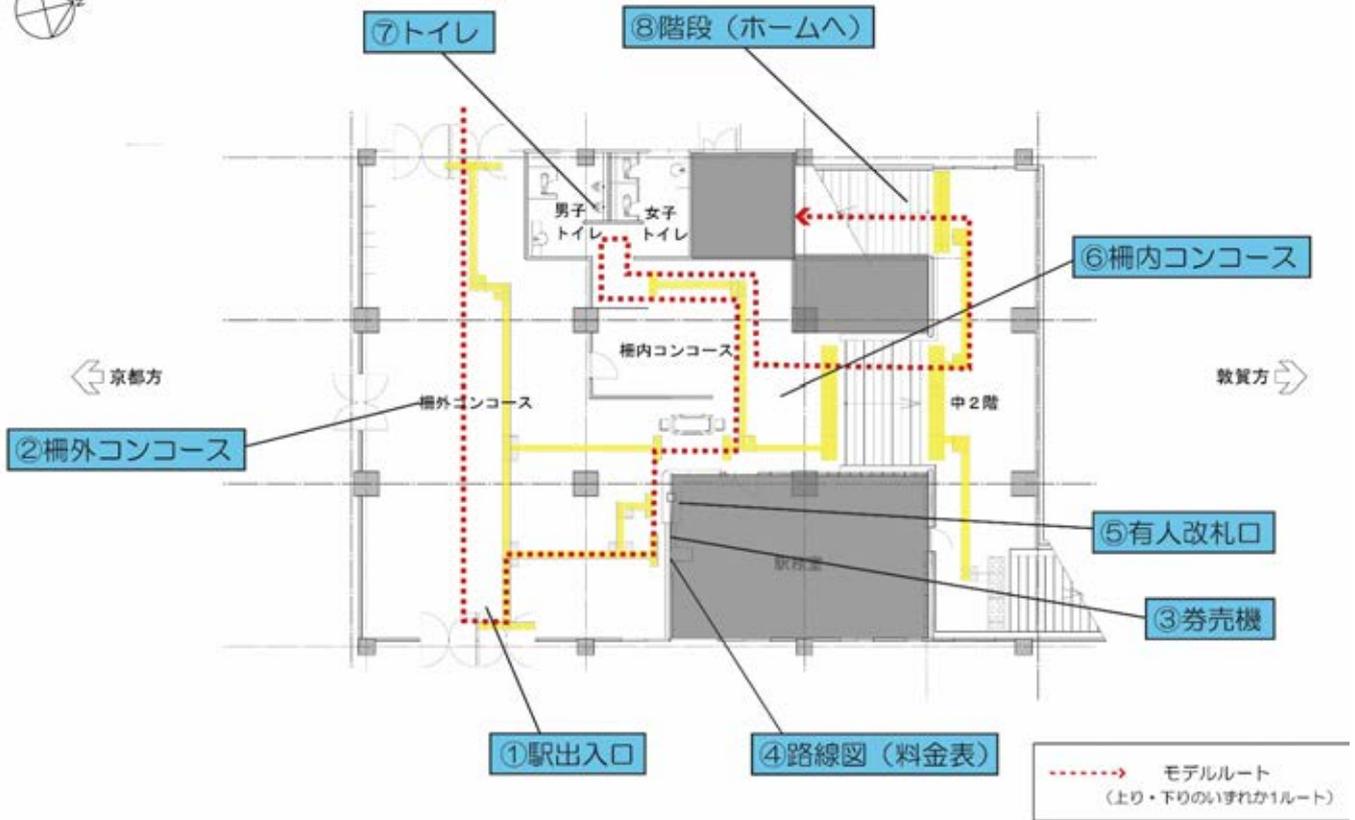
(11) 交差点C

(10) 歩道区間④

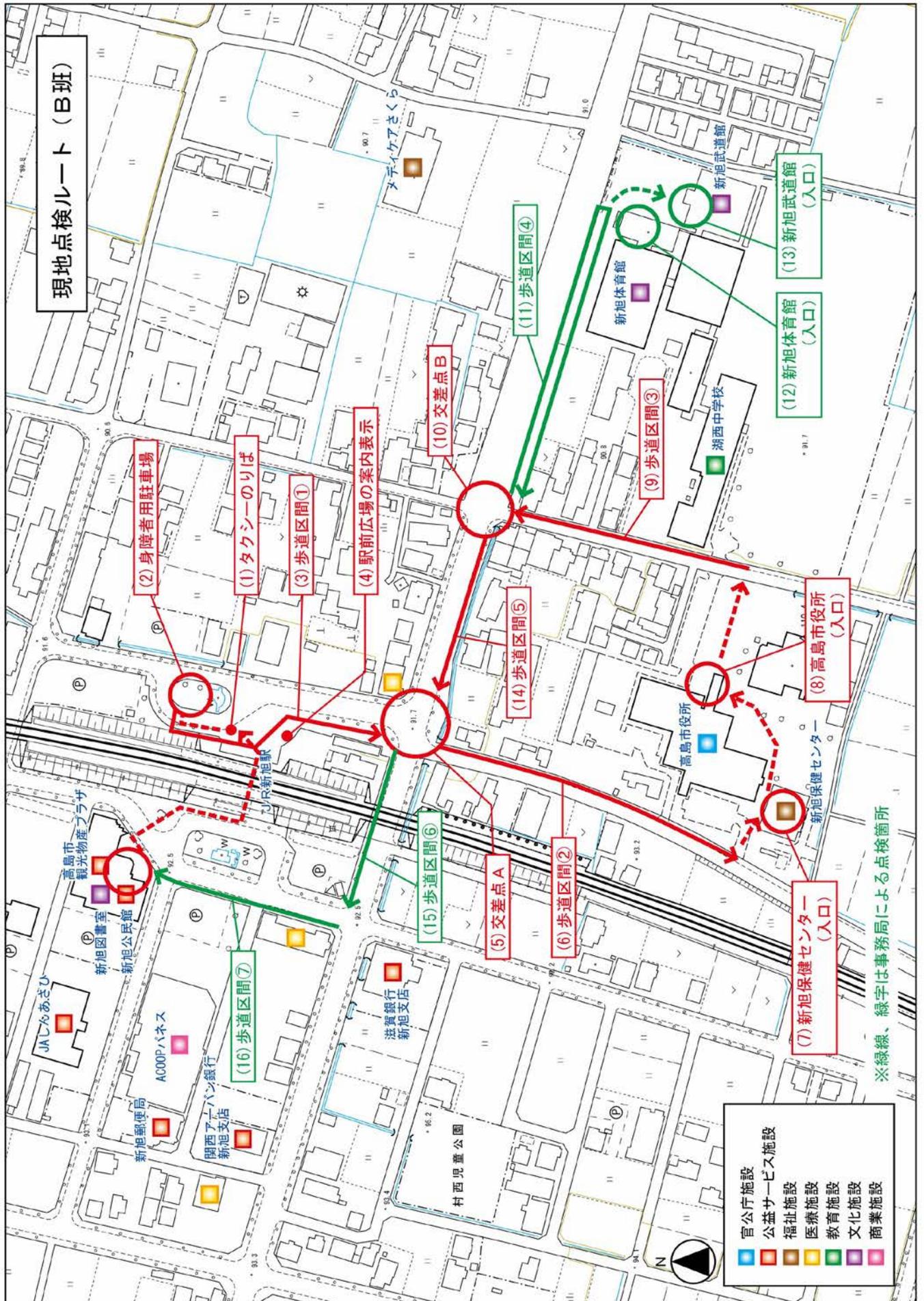
(9) 交差点B

- 官公庁施設
- 公益サービス施設
- 福祉施設
- 医療施設
- 教育施設
- 文化施設
- 商業施設

※緑線、緑字は事務局による点検箇所



現地点検ルート (B班)



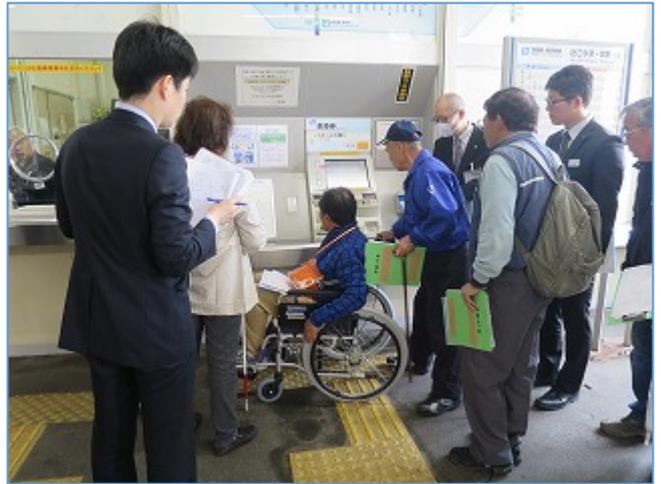
※緑線、緑字は事務局による点検箇所

- 官公庁施設
- 公益サービス施設
- 福祉施設
- 医療施設
- 教育施設
- 文化施設
- 商業施設

現地点検調査及びヒアリングの状況



事務局説明



現地点検（A班）



現地点検（A班）



現地点検（B班）



ヒアリング



グループ作業風景

4.2 現地点検調査結果

現地点検調査で参加者より得られた各施設の主要な問題点は下記のとおりでした。また、箇所別問題点については別図のとおりでした。

(1) 新旭駅

- 出入口のドアが開けにくい。
- 視覚障がい者誘導用ブロックが連続していない箇所がある。
- 券売機に車いす利用者のためのけこみがない。
- 路線図・料金表が見えにくい、点字表示が少ない、分かりにくい。
- 身体障がい者対応のトイレがない、トイレに段差がある。
- 階段の勾配が急、エレベーターがない、手すりが持ちにくい。
- 待合室の入口に段差がある。
- 案内サインの文字が小さい、場所が分かりにくい、案内放送がない。
- 列車発車標がない。

(2) 駅前広場

- 歩道等の舗装面がでこぼこで移動しにくい。
- バスのりば、タクシーのりばに屋根がない。
- バス車両タイプがバリアフリー未対応のものがある。
- 車いす利用者のタクシー乗車ができない。(歩道と車道の段差)
- 案内表示の文字が小さい。
- 視覚障がい者誘導用ブロックが識別できない。
- グレーチングの目が粗い。
- 融雪装置が飛び出している所がある。

(3) 道路

- 舗装面がでこぼこで移動しにくい箇所がある。
- 歩道が波打っていたり、勾配がきつい箇所がある。
- 視覚障がい者誘導用ブロックがない、又は識別しにくい。
- 歩道上に障害物がある。
- 水路や田畑に隣接している箇所で柵がなく、転落の危険のある箇所がある。
- 交差点で信号がなかったり、横断歩道がないところがある。
- 音響信号機が設置されていない。
- グレーチングの目が粗いところがある。

JR新旭駅周辺 現地点検調査での主要な問題点

(新旭駅：改札階)



案内表示 (駅全体)

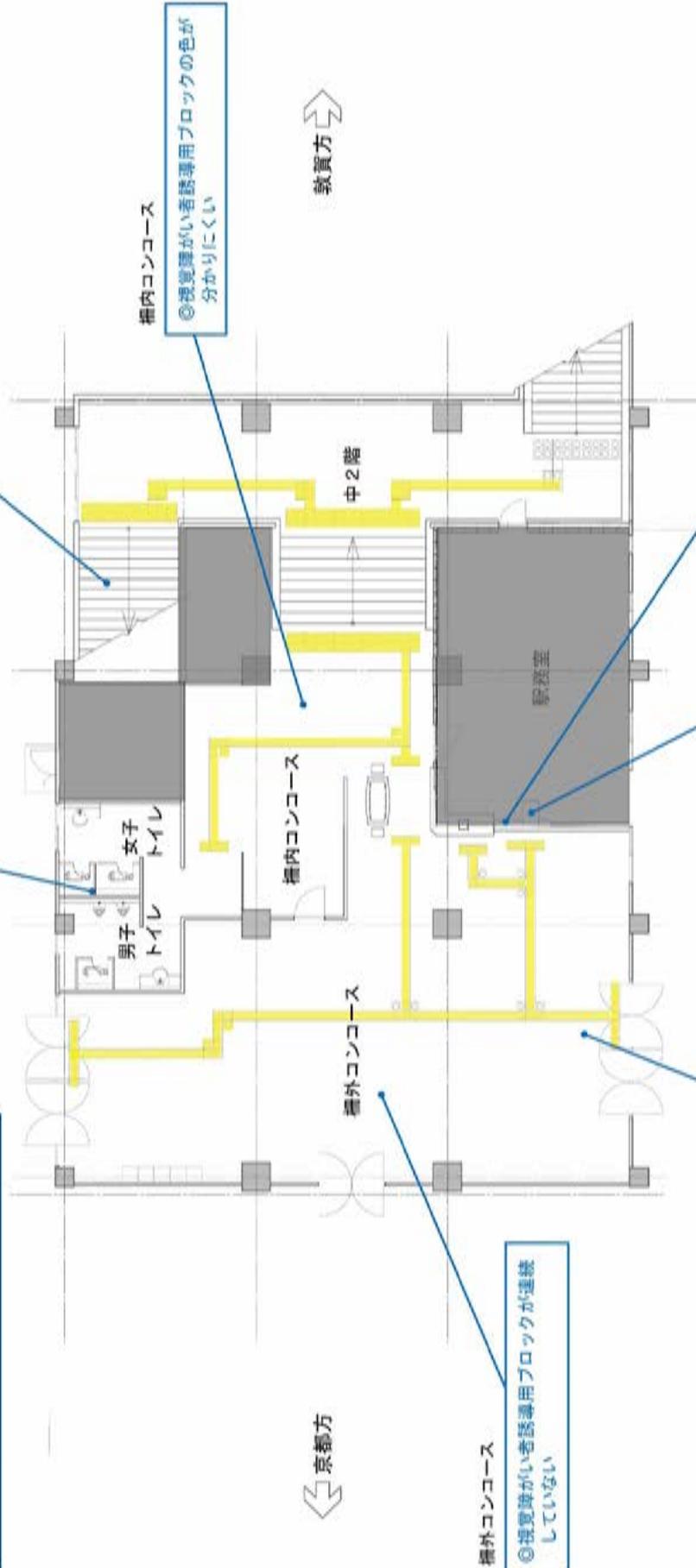
- ◎列車発車標がない
- ◎トイレなどの位置案内の文字が小さく見えにくい、場所がわかりにくい
- ◎周辺案内地図の文字が小さい、場所がわかりにくい
- ◎案内放送がない

トイレ

- ◎段差がある
- ◎身体障がい者対応トイレがない
- ◎点字案内、音声案内が欲しい

階段 (ホームへ)

- ◎勾配が急、長い
- ◎エレベーターが欲しい
- ◎手すりが持ちにくい



案内コンコース

- ◎視覚障がい者誘導用ブロックの色が分かりにくい

京都市方

新旭方

案内コンコース

- ◎視覚障がい者誘導用ブロックが連続していない

駅出入口

- ◎視覚障がい者誘導用ブロックが外と連続していない
- ◎ドアが開けにくい (車いすでは開けられない)

踏切図・料金表

- ◎文字が小さく見えにくい
- ◎暗くて見えにくい
- ◎点字がわかりにくい

券売機

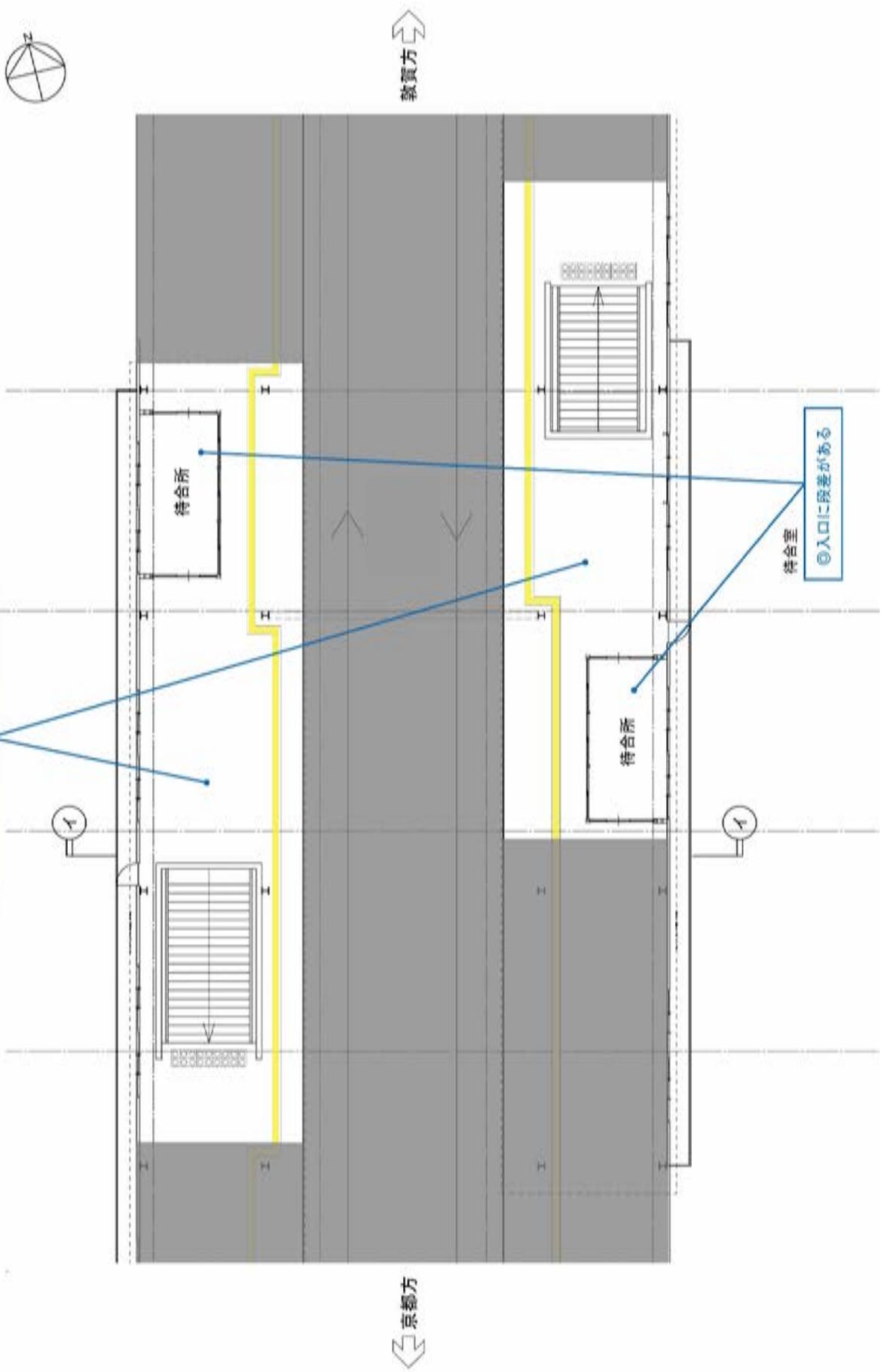
- ◎車いす利用者のためのけこみがない

JR新旭駅周辺 現地点検調査での主要な問題点

(新旭駅：ホーム階)

プラットホーム

- ◎視覚障がい者誘導用ブロックが見にくい
- ◎点字ブロック近くに柱がある



JR新旭駅周辺 現地点検調査での主要な問題点
(新旭駅：駅前広場)

【タクシーのりば】
 ◎段差があり乗りにくい
 ◎シエルトターがない
【タクシー車両】
 ◎車いす使用者のタクシー利用

【身障者用駐車場】
 ◎駐車場の位置が分かりにくい
 ◎駐車マスが小さい
 ◎駅から離れている
【案内表示】
 ◎文字が小さく分かりにくい
【歩道】
 ◎表面がでこぼこで移動しにくい
 ◎目地がたつく
 ◎歩く方向に勾配があり移動しにくい
 ◎横方向に勾配があり移動しにくい
 ◎障害物が多い者誘導用ブロックがない
 ◎融雪装置が飛び出している所がある
 ◎雨水がたまる場所がある

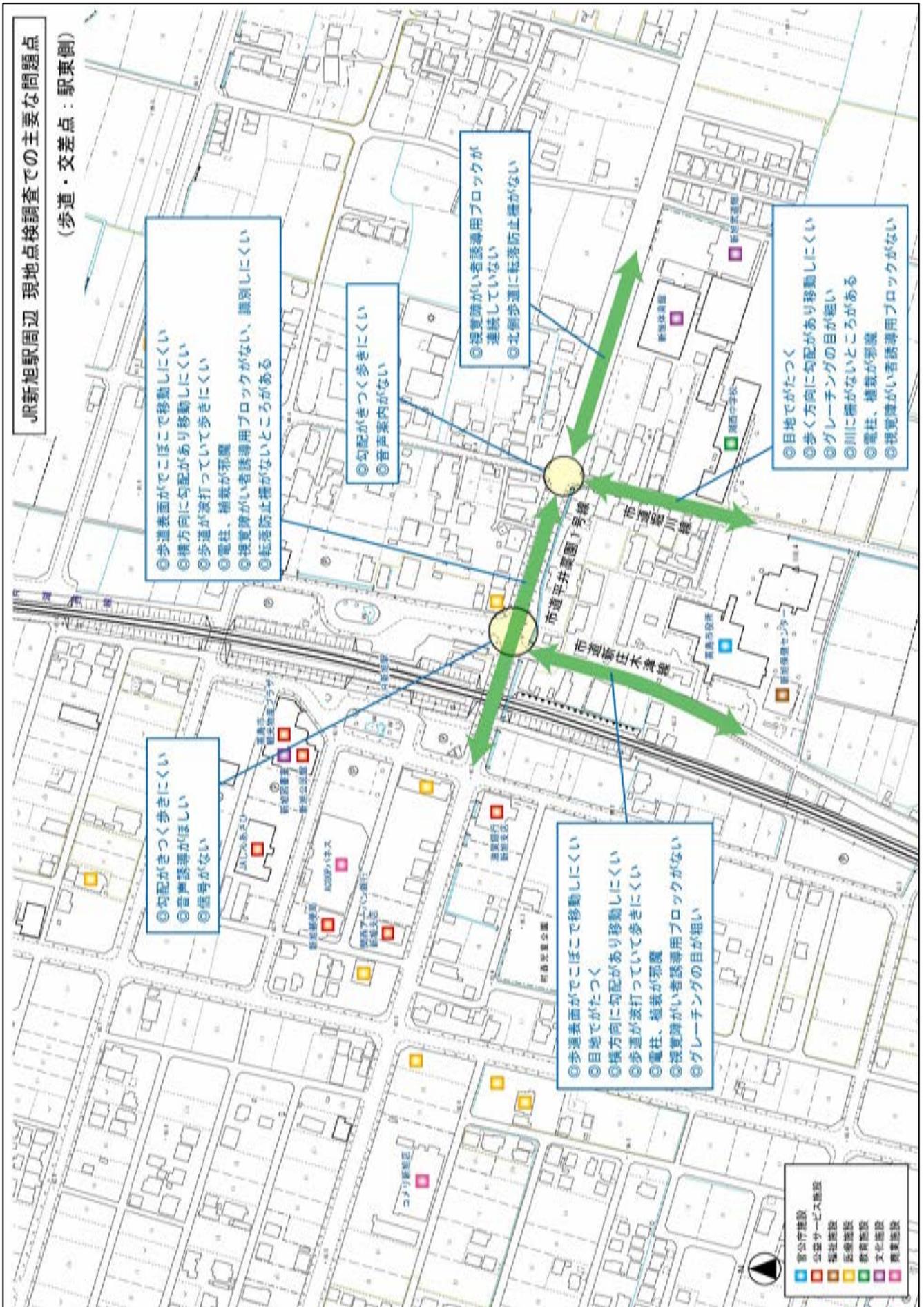
【案内表示】
 ◎文字が小さい
 ◎駅周辺の案内表示がない（観光案内のみ）
【歩道】
 ◎表面がでこぼこで移動しにくい
 ◎目地がたつく
 ◎横方向に勾配があり移動しにくい
 ◎歩道が波打っていて歩きにくい
 ◎視覚障がい者誘導用ブロックが識別できない
 ◎グレーチングの目が粗い

【バスのりば】
 ◎行先案内地区の場所が分かりにくい、点字表示がない
 ◎時刻表の文字が小さい
 ◎屋根がほしい
【バス車両】
 ◎車いすでは乗車できない
 ◎車両タイプがバリアフリー未対応な車両もある

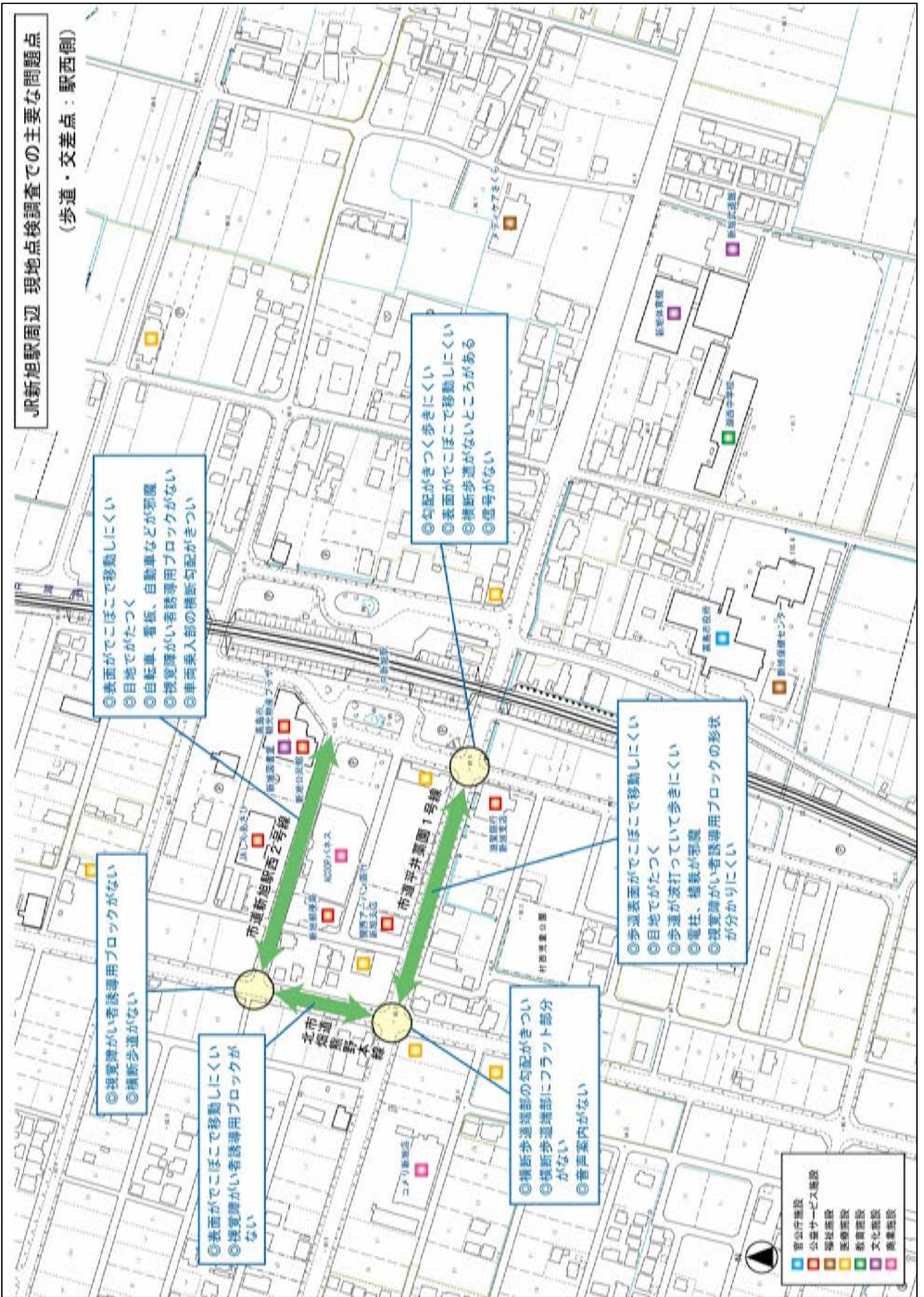
■ 公共施設
■ 公民サービス施設
■ 福祉施設
■ 医療施設
■ 教育施設
■ 文化施設
■ 商業施設

JR新旭駅周辺 現地点検調査での主要な問題点

(歩道・交差点：駅東側)



JR新旭駅周辺 現地点検調査での主要な問題点
(歩道・交差点：駅西側)



4.3 ヒアリング調査結果

(1) ヒアリング項目・内容

日頃の外出行動、移動時の問題、今後のバリアフリー化等についてヒアリングを行いました。

<ヒアリングの項目・内容>

項目	ヒアリング内容
1. 鉄道利用について	(1) 鉄道の利用頻度は？ (2) ((1)で①～⑤と回答した方) 駅構内で改善すべき課題を挙げてください (3) ((1)で⑥と回答した方) その理由は？ (4) 駅がバリアフリー化された場合、外出頻度は変わるとお考えですか？
2. バス・タクシー利用について	(1) バスの利用頻度は？ (2) タクシーの利用頻度は？ (3) ((1)で①～⑤と回答した方) バス利用時に感じている問題点を挙げてください (4) ((2)で①～⑤と回答した方) タクシー利用時に感じている問題点を挙げてください (5) ((1)・(2)で①～⑤と回答した方) バス・タクシーを利用する上で改善すべき課題を挙げてください
3. 施設利用について	(1) よく利用される施設を挙げてください (2) 施設までの主な交通手段を挙げてください (3) 施設を利用する上で改善すべき課題を挙げてください
4. 歩行環境について	(3) 道路・歩道で改善すべき課題を挙げてください
5. バリアフリー施策について	(1) 今後の新旭駅及び周辺バリアフリー化に向けて必要なこと、望むことを挙げてください (2) 市役所等への来訪者など、新旭駅を訪れる人にとって移動しやすい街にするために必要なことを挙げてください (3) 自由意見

(2) ヒアリング調査結果の概要

ヒアリングにより得られた各設問の集計や自由意見等を要約すると、次のとおりとなります。

- 駅の改善点として、「エレベーターの設置」「トイレのバリアフリー化」を望む意見が特に多い。
- バス・タクシー利用の問題点として、「乗り降りしにくい」「時刻表・路線図が見にくい」といった意見が多い。
- よく利用される施設としては「市役所」「高島市観光物産プラザ」が多い。交通手段は自動車が大半を占める。
- 施設の改善点として、「トイレの改善」「道路と建物との段差解消」「手すりの設置」を望む意見が多い。
- 道路・歩道の改善点として、「歩道の改良（凹凸・段差を解消、傾斜の緩和）」を望む意見が多い。
- 物理的な障害の解消（駅のバリアフリー化等）が実現すれば、外出回数を増やしたいという意見も多く見られる。

4.4 現地点検調査等から得られた課題

(1) 現地点検調査による課題

現地点検調査により得られた問題点への対応を図るため、次のような施設の改良や整備が課題となっています。

表. 現地点検調査による課題

区 分	課 題
歩道の改良	<ul style="list-style-type: none">●舗装面の改良●波打ち歩道の解消●グレーチングの改良●勾配の緩和
視覚障がい者の誘導	<ul style="list-style-type: none">●視覚障がい者誘導用ブロックの設置●既存視覚障がい者誘導用ブロックの JIS 規格への改良●交差点での音響信号機やエスコートゾーンの設置
安全対策	<ul style="list-style-type: none">●溝ふたや転落防止柵の設置
新旭駅	<ul style="list-style-type: none">●エレベーターの設置●トイレの改良●入口から改札・ホームに至る経路の連続した円滑化

(2) ヒアリングによる課題

ヒアリング調査により得られた意見を整理し、基本構想策定に向けての課題を整理すると、下表のとおりです。

表. ヒアリングによる課題

区 分	課 題
移動円滑化の推進	<ul style="list-style-type: none">●新旭駅の移動円滑化●新旭駅周辺の道路等における物理的な障害解消
ソフト的な対応	<ul style="list-style-type: none">●助け合いなど、地域での活動が必要

5. 基本理念と基本的な方針

5.1 基本理念

- これからの高島市においては、子どもから高齢者まですべての人が安全で安心できる生活、ゆとりとうるおいのある生活を実感し、健康で生き生きと暮らすことのできる住環境を創り出すことが求められています。
- 本基本構想においては、高島市交通バリアフリー（平成 18 年 3 月策定、平成 21 年 1 月変更）に示される、バリアフリー化のコンセプト及び基本理念を踏まえ、基本的な方針を以下のように定めることにより、JR 新旭駅および周辺の道路等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に実施します。

【高島市交通バリアフリー化のコンセプト】

みんなが主役で すべての人にやさしい 歩いて楽しいまち



【基本理念】

1 すべての人が安全で、かつ円滑に移動できるまち

各種施設で建築物のバリアフリー化を進めるとともに、各種施設を結ぶ経路でのバリアフリー化を進めることにより、高齢者や障がいのある人を含むすべての人が、“安全で、かつ円滑に移動できるまちづくり”を目指します。

2 すべての人が楽しく歩ける配慮がなされたまち

これからは地域社会や地域活動に楽しく参加することが重要であり、すべての人が積極的にまちに出たくなるようにすることが必要です。そのためには、公共交通機関の旅客施設や道路等の整備に際して、すべての人が楽しめるような快適性向上や、文化施設や商業施設の魅力強化等を図ることにより、“楽しく歩けるまちづくり”を目指します。

3 すべての人が互いに思いやり、自然に支えあうまち

人にやさしいまちづくりを進めるためには、バリアフリー化に向けた旅客施設や道路等のハードな整備事業だけではなく、住民一人ひとりが必要に応じて手助けし合うことが重要です。そのためには、高齢者や障がいのある人に対する理解を深め、“すべての人が互いに思いやり、自然に支えあうまちづくり”を目指します。



【基本的な方針】

- ① 高齢者や障がいのある方が安心して移動できる環境づくり
- ② 冬季のバリアフリー対策の実施
- ③ バリアフリー実現に向けた各事業の連携と集中実施
- ④ 住民参加による事業の実施
- ⑤ ところのバリアフリー化の推進

5.2 基本的な方針

① 高齢者や障がいのある人が安心して移動できる環境づくり

高齢者や障がいのある人が安心して移動できる環境づくりを進めるためには、気軽に街中に出かけられる環境づくりが重要です。

高島市役所や新旭保健センターをはじめ、地区には市内外から訪れる人が多く、また地区は市街地にあって住まう人もあり、住む人・訪れる人が安心して移動できる環境づくりが重要です。

まずはJR新旭駅、およびその他の生活関連施設（公共公益施設等）と、それらを結ぶ生活関連経路におけるバリアフリー化を優先的に進めることが必要です。

② 冬季のバリアフリー対策の実施

高島市は、県内でも有数の積雪地域であるが、新旭地域は山間部ほどの豪雪はないものの、毎年冬季には積雪に見舞われます。積雪は、除雪による堆雪で歩道が利用できなくなったり、凍結により転倒しやすくなる等、雪そのものがバリアになります。積雪時歩行空間確保について地域とともに対策に努めます。

③ バリアフリー実現に向けた各事業の連携と集中実施

基本理念の実現のためには、地域の実情や利用状況等、さらには近年の厳しい経済情勢等を考慮しつつ、計画的・段階的なバリアフリー化を推進する必要があります。

そのためには、優先度や整備効果の高い事業の集中的かつ柔軟な実施を可能にすることが重要であり、各事業主体間で調整が十分に図られるような配慮を行い、一体的かつ連続的なバリアフリー空間の整備をめざします。

④ 住民参加による事業の実施

高齢者や障がいのある人を含むすべての人が日常的に利用する生活道路や駅及び公共性の高い建築物などの整備にあたっては、利用者としての意見が整備に十分反映されるよう、計画段階から住民参加ができる体制づくりを進めます。

⑤ こころのバリアフリー化の推進

高齢者や障がいのある人を含む住民参加によってバリアフリー化を進めることは、すべての人と人が触れあう機会を増加させることになります。

すべての人が互いに思いやり支え合うために重要な『ノーマライゼーション』の理念を広く住民に浸透させるため、高齢者、障がいのある人に対する理解を深める“こころのバリアフリー化”の取り組みも推進します。

6. 重点整備地区の区域と生活関連施設・経路の設定

6.1 設定の方針

(1) 重点整備地区の区域設定方針

- 重点整備地区の区域は生活関連施設を含み、高齢者や障がい者等が徒歩で移動する範囲において、生活関連施設の立地状況等を勘案して設定します。

(2) 生活関連施設の設定方針

- 地区において、高齢者や障がい者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設、病院、文化施設等の施設を『生活関連施設』と位置づけます。

(3) 生活関連経路の設定方針

- 重点整備地区内の生活関連施設を結ぶ経路となるものを『生活関連経路』と位置づけます。

6.2 重点整備地区の区域及び生活関連施設・経路の設定

新旭駅周辺地区では、6.1 の設定の方針に基づいて、重点整備地区の区域及び生活関連施設、生活関連経路を次のように設定します。

<重点整備地区の区域>

- 新旭駅周辺地区で、主要な施設が立地している駅の1 km 圏内のエリアのうち、主要な施設が集中している駅周辺のまとまりのあるエリアを重点整備地区とします。

<生活関連施設>

- 重点整備地区に立地する施設のうち、JR 新旭駅、高島市役所、新旭保健センター、高島市観光物産プラザ、新旭公民館、新旭図書室、新旭郵便局、新旭体育館、新旭武道館を生活関連施設に位置づけます。

<生活関連経路>

- 上記に示した生活関連施設を結ぶ以下の市道を生活関連経路に位置づけます。
 - 駅西側の生活関連施設立地エリアをつなぐ周回経路（市道新旭駅西 1 号線、市道新旭駅西 2 号線、市道北畑熊野本線、市道平井藁園 1 号線）
 - 駅西側と駅東側および新旭体育館、新旭武道館への経路（市道平井藁園 1 号線）
 - 駅東側の生活関連施設立地エリアをつなぐ道路（市道新庄木津線、市道堀川線）

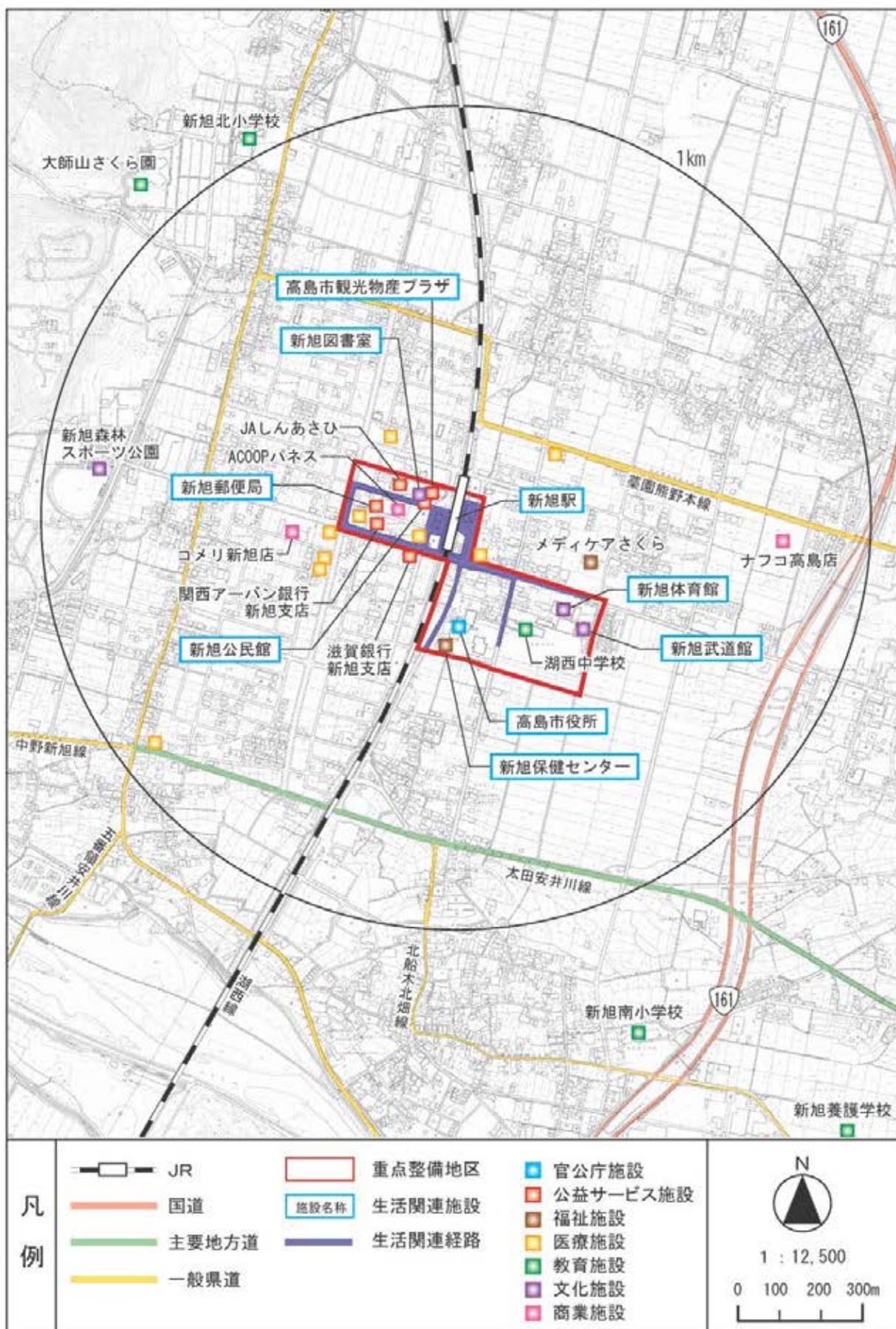


図. 重点整備地区の区域及び生活関連施設・生活関連経路

7. 移動等円滑化のために実施すべき特定事業・その他事業

7.1 事業計画の策定方針

重点整備地区における生活関連施設及び生活関連経路において、基本理念と基本的な方針を実現していくための特定事業や、特定事業に関連して実施するその他事業について計画します。

これらの事業計画は、以下の方針で策定します。

(1) 具体的整備項目の抽出

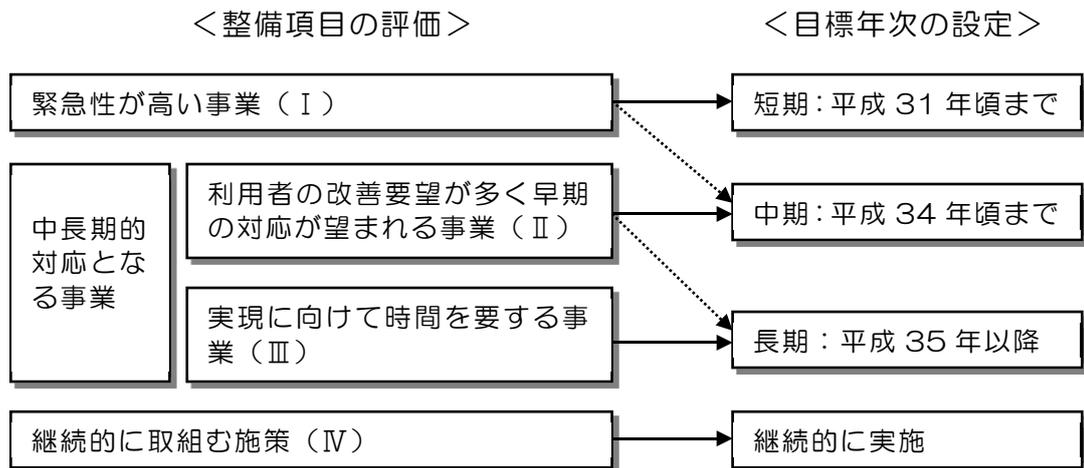
- 重点整備地区における生活関連施設及び生活関連経路について、理念・方針の実現に向けて現状の問題点・課題を抽出し、改善に向けた整備項目を抽出します。
- 協議会での意見及び現地点検調査、また関係者ヒアリング等による施設利用者等の意見をとりまとめ、事業計画に反映します。

(2) 整備項目の評価

- (1)で抽出した整備項目については、移動の安全性を確保する観点から緊急性が高いものと、緊急性は高くないが移動円滑化の観点から対応が必要なものに区分するとともに、後者については、利用者等の意見からみて早期の対応が望まれるものと、実現に向けては検討・協議・調整が必要で時間を要するものに区分します。

(3) 目標年次の設定

- 基本的には (2)において「緊急性が高いもの」と評価した事業を『短期』に位置づけ、「緊急性が高いもの」と評価されるが、財源等の制約から短期に対応が難しい事業を『中期』とし、その他を『長期』に位置づけ、今後の事業実施の状況により緊急性・重要性を考慮しながら実施していきます。また、下記に示すように短期を平成 31 年頃、中期を平成 34 年頃、それ以降を長期として目標年次を設定しています。



7.2 特定事業計画

7.2.1 公共交通特定事業

◆鉄道駅（JR新旭駅）

(1) 整備の基本方針

新旭駅は鉄道と徒歩、自転車、自家用車等との交通結節点であるとともに、高島市役所や医療施設などを利用される人々の玄関口でもあります。このため特定旅客施設として、今後の高齢社会の対応に備えて安全で使いやすい交通結節点として、高齢者・障がい者等の円滑、快適な移動の拠点となる駅として整備を検討します。

一方、新旭駅の移動等の円滑化は、「国が定めた公共交通の移動等円滑化に関する基準」、および「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」を基本とし、誰もが安全、快適、便利で連続して移動等ができる視点（ユニバーサルデザイン）を取り入れながら、できる限り利用者のニーズを反映した整備を進めることを検討します。

- 誰もが安全、快適および便利に移動等できることを基本に、最も一般的な経路で高齢者・障がい者等が円滑に利用できる「連続した移動等円滑化された経路」を1以上設置するよう検討します。
- 駅の出入口からプラットフォームに通ずる経路について、基準に基づき幅を確保するとともに、エレベーター等の設置により高低差の解消及び階段における二段手すりの設置により移動等円滑化を検討します。
- トイレのバリアフリー化、駅における行先案内表示の設置を検討します。
- 視覚障がい者の誘導について、駅出入口からホームに至る経路を適切に誘導できるよう、現在の視覚障がい者誘導用ブロックのJIS規格への改良、敷設ルート・方法の適正化を図ります。
- その他の誘導案内については、路線図・料金表等の見やすさ向上や、音声案内の充実、点字表示の改良を行います。
- 券売機、改札口、待合室等の駅設備について、設備更新時にバリアフリーに配慮した施設への改良を検討します。
- 公共交通事業者における社員等への教育・訓練の継続・充実により、介助等接遇の向上を図ります。

(2) 整備内容・整備時期

【整備主体：公共交通事業者（鉄道事業者）】

※整備項目の評価は次のとおり

- I…緊急性が高い事業
- II…利用者の改善要望が多く早期の対応が望まれる事業
- III…実現に向けて時間を要する事業
- IV…継続的に取り組む施策

《整備時期》

- 短期（平成31年頃まで）
- 中期（平成34年頃まで）
- 長期（平成35年以降）

整備箇所	整備内容	評価	整備時期*			備考
			短期	中期	長期	
新旭駅	●エレベーターの設置	I	○			平成31年度の目標
	●階段への二段手すりへの改良	I	○			//
	●多機能トイレの設置	I	○			敷地外への移設を含めた改良の検討
	●出入口の改良	I	○			
	●車いす対応型券売機の導入	III			○	設備更新時に配慮（導入時までは駅員等による人的対応を継続）
	●路線図・料金表の改良	III			○	//
	●点字表示の見直し・増設の検討	III			○	//
	●ホーム待合室の出入口の段差解消	II		○		更新時に配慮
	●ホーム待合室の移設	III			○	//
	●視覚障がい者誘導用ブロックの敷設と既存ブロックの改良	I III	○ (敷設)		○ (改良)	移動円滑化経路上（エレベーター、多機能トイレ等）の部分は短期に対応する
	●LED表示器等の設置	II		○		
	●誘導案内表示の改良、音声案内の設置	II III		○ (誘導案内)	○ (音声)	構内の視覚障がい者等への行先案内は駅員等による人的対応を継続
	●駅員等による対応の向上、社員教育の継続・充実	IV				→

※ → は継続的に取り組む施策

◆バス・タクシー車両等

(1) 整備の基本方針

バス車両等

車両更新時にはバリアフリー型車両の導入に努めるとともに、公共交通事業者における教育・訓練の充実により介助等接遇の向上を図ります。

タクシー車両等

車いす積載可能な車両を、必要時は配車して対応します。

公共交通事業者における教育・訓練の充実により介助等接遇の向上を図ります。

(2) 整備内容・整備時期

【整備主体：公共交通事業者】

※整備項目の評価は次のとおり

- I…緊急性が高い事業
- II…利用者の改善要望が多く早期の対応が望まれる事業
- III…実現に向けて時間を要する事業
- IV…継続的に取組む施策

《整備時期》

短期（平成 31 年頃まで）

中期（平成 34 年頃まで）

長期（平成 35 年以降）

整備箇所	整備内容	評価	整備時期※			備考
			短期	中期	長期	
バス車両	●車両更新時に移動等円滑化に配慮	III		○ →		車両更新時に対応
タクシー車両	●車いす用の車両の配車について円滑化を図る	III			○	車両更新時に増台
バス・タクシー事業者 （社員教育）	●バリアフリーへの意識の高揚、高齢者・障がい者等のサポート等、社員教育の充実	IV			→	

※ → は継続的に取組む施策

◆バス停留所

(1) 整備の基本方針

バス停留所については、高齢者・障がい者等が使いやすい構造・設備に改良するとともに、道路の既設バス停についても利用者の利便性に配慮し、できる限り使いやすいものに順次改良を加えます。

- バス路線図、時刻表等は、高齢者・障がい者等に配慮した位置・文字の大きさとする。また、必要に応じて点字表示・ルビ表記を検討します。
- 時刻表表示等において、バリアフリー車両の運行情報の提供を行います。

(2) 整備内容・整備時期

【整備主体：公共交通事業者】

※整備項目の評価は次のとおり

- I…緊急性が高い事業
- II…利用者の改善要望が多く早期の対応が望まれる事業
- III…実現に向けて時間を要する事業
- IV…継続的に取組む施策

《整備時期》

- 短期（平成 31 年頃まで）
- 中期（平成 34 年頃まで）
- 長期（平成 35 年以降）

整備箇所	整備内容	評価	整備時期※			備考
			短期	中期	長期	
バス停表記の改良	●高齢者等にも見やすい表記への改良	III	○ →			表記更新時に対応
情報提供	●時刻表等の運行情報の提供	IV			→	

※ → は継続的に取組む施策

7.2.2 道路特定事業

(1) 整備の基本方針

重点整備地区内の道路は、自動車や自転車等が走行する車道部分と歩行者等が利用される歩道部分に区分されます。そのうち、生活関連経路となる歩道については、既に一定の整備が完了しています。

このため、大幅な改良は必要としないものの、高齢者・障がい者等の意見を反映し、なるべく安全、快適で使いやすい整備を行うものとしします。

- 舗装面の改修、グレーチングの改良など、現状を踏まえて改良を図ります。
- 段差の解消、勾配の緩和*について長期的な計画に基づく抜本的な改良を図ります。
- 視覚障がい者誘導用ブロックについて、視覚障がい者等の意向を踏まえて、適正な配置、JIS規格への改良を図ります。

*勾配の緩和…マウントアップ式歩道からセミフラット式歩道等への変更

(2) 整備内容・整備時期

【整備主体：道路管理者（市）】

※整備項目の評価は次のとおり

- I…緊急性が高い事業
- II…利用者の改善要望が多く早期の対応が望まれる事業
- III…実現に向けて時間を要する事業
- IV…継続的に取組む施策

《整備時期》

- 短期（平成31年頃まで）
- 中期（平成34年頃まで）
- 長期（平成35年以降）

整備箇所	整備内容	評価	整備時期*			備考
			短期	中期	長期	
市道新旭駅西1号線	●舗装面の改良	II		○	→	車止めの改良
	●視覚障がい者誘導用ブロックの敷設	II		○		
	●道路占有物の管理	IV			→	
市道新旭駅西2号線	●舗装面の改良	I		○	→	
	●段差の解消、勾配の緩和	II			○	マウントアップ式歩道の変更に合わせて段差の解消を図る
	●視覚障がい者誘導用ブロックの敷設	I		○		
	●道路占有物の管理	IV			→	
市道北畑熊野本線	●舗装面の改良、段差の解消	I		○	→	車止めの改良
	●視覚障がい者誘導用ブロックの敷設	II		○		
市道平井藁園1号線	●舗装面の改良	I		○	→	車止めの改良
	●段差の解消、勾配の緩和	II			○	マウントアップ式歩道の変更に合わせて段差の解消を図る
	●転落防止柵の設置	I		○		
	●視覚障がい者誘導用ブロックの敷設・改良	I		○		
	●植栽の維持管理	IV			→	

※ → は継続的に取組む施策

【整備主体：道路管理者（市）】

※整備項目の評価は次のとおり

- I…緊急性が高い事業
- II…利用者の改善要望が多く早期の対応が望まれる事業
- III…実現に向けて時間を要する事業
- IV…継続的に取組む施策

《整備時期》

- 短期（平成31年頃まで）
- 中期（平成34年頃まで）
- 長期（平成35年以降）

整備箇所	整備内容	評価	整備時期※			備考
			短期	中期	長期	
市道新庄木津線	●舗装面の改良、段差の解消	I		○ →		車止めの改良
	●視覚障がい者誘導用ブロックの敷設	I		○		
	●植栽の維持管理	IV			→	
	●道路占有物の管理	IV			→	
市道堀川線	●舗装面の改良、段差の解消	II			○	
	●グレーチングの改良	II			○	細目に改良
	●転落防止柵の設置	II			○	
	●視覚障がい者誘導用ブロックの敷設	II			○	

※ → は継続的に取組む施策

7.2.3 建築物特定事業

(1) 整備の基本方針

生活関連施設に位置づけた建築物については、建替えや増改築時において、国の定めた「高齢者、障がい者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」並びに滋賀県の「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」に沿った整備を原則とするとともに、既存施設についてもバリアフリー化に努めます。

(2) 整備内容・整備時期

【整備主体：建築物所有者】

※整備項目の評価は次のとおり

- I…緊急性が高い事業
- II…利用者の改善要望が多く早期の対応が望まれる事業
- III…実現に向けて時間を要する事業
- IV…継続的に取組む施策

《整備時期》

短期（平成31年頃まで）

中期（平成34年頃まで）

長期（平成35年以降）

整備箇所	整備内容	評価	整備時期※			備考
			短期	中期	長期	
バリアフリー未対応の既存建築物	●建替え・増改築時のバリアフリー化	Ⅲ			○	
	●既存建築物のバリアフリー化の実施	Ⅲ			○	
	●施設職員等による対応	Ⅳ			→	施設面で不足する部分を人的に対応する
バリアフリー対応の既存建築物	●バリアフリー施設の適正な運用	Ⅳ			→	
	●施設更新時の一部未適合部分のバリアフリー化	Ⅳ			→	
	●施設職員等による対応	Ⅳ			→	施設面で不足する部分を人的に対応する

※ → は継続的に取組む施策

7.2.4 交通安全特定事業（信号交差点等）

(1) 整備の基本方針

安全、快適に交差点を横断できるように、生活関連経路上の必要な箇所について、高齢者・障がい者等に配慮した信号機への改良、横断歩道の設置、信号機の設置等を行います。

- 既設信号については、必要な箇所について視覚障がい者付加装置の改良や高齢者等感应装置の設置を検討します。
- 信号がなく交通量が多い交差点等では、長期的には信号機の設置を検討します。

(2) 整備内容・整備時期

【整備主体：公安委員会】

※整備項目の評価は次のとおり

- I … 緊急性が高い事業
- II … 利用者の改善要望が多く早期の対応が望まれる事業
- III … 実現に向けて時間を要する事業
- IV … 継続的に取り組む施策

《整備時期》

- 短期（平成31年頃まで）
- 中期（平成34年頃まで）
- 長期（平成35年以降）

整備箇所	整備内容	評価	整備時期※			備考
			短期	中期	長期	
交差点②・⑤	● バリアフリー型信号機への改良検討	II			○	
交差点①・③	● 横断歩道の設置検討	II		○		
交差点③・④	● 信号機の設置検討	II			○	



7.3 その他の事業に関する計画

7.3.1 駅前広場のバリアフリー化

(1) 整備の基本方針

新旭駅の東西に整備済の駅前広場は、駅と一体となった交通結節点及び新旭地区の玄関口、さらに駅から周辺地区への移動等が円滑化された空間整備を行います。

(2) 整備内容・整備時期

【整備主体：道路管理者及び駅前広場管理者】

※整備項目の評価は次のとおり

- I…緊急性が高い事業
- II…利用者の改善要望が多く早期の対応が望まれる事業
- III…実現に向けて時間を要する事業
- IV…継続的に取組む施策

《整備時期》

- 短期（平成 31 年頃まで）
- 中期（平成 34 年頃まで）
- 長期（平成 35 年以降）

整備箇所	整備内容	評価	整備時期 [※]			備考
			短期	中期	長期	
東側 駅前広場	●舗装面の改良	I		○ →		車止めの改良
	●段差の解消、勾配の緩和	II			○	
	●シェルターの延長	III			○	
	●案内表示の充実	III			○	
	●タクシーのりばの歩道改良	I	○			歩道の切下げ又はスロープの設置
	●身障者用駐車スペースの改良	I			○	
	●視覚障がい者誘導用ブロックの改良・敷設	I		○		
西側 駅前広場	●舗装面の改良	I		○ →		車止めの改良
	●段差の解消、勾配の緩和	II			○	
	●グレーチングの改良	II		○		細目に改良
	●シェルターの延長	III			○	
	●案内表示の充実	III			○	
	●視覚障がい者誘導用ブロックの改良・敷設	I		○		

7.3.2 冬季のバリアフリー対策

(1) 基本方針

積雪による歩道の通行障害や、除雪による歩車道境界部への雪の積み上げのための見通し障害の解消を目指し、積雪時の歩行空間確保について地域とともに対策に努めます。

(2) 整備内容・整備時期

【整備主体：道路管理者】

※整備項目の評価は次のとおり

- I … 緊急性が高い事業
- II … 利用者の改善要望が多く早期の対応が望まれる事業
- III … 実現に向けて時間を要する事業
- IV … 継続的に取組む施策

《整備時期》

- 短期（平成 31 年頃まで）
- 中期（平成 34 年頃まで）
- 長期（平成 35 年以降）

整備内容	評価	整備時期※			備考
		短期	中期	長期	
●積雪時の歩行空間確保	IV			→	積雪時の歩道や路側部等歩行者通行部分の除雪、歩道部への消融雪設備の設置検討等

※ → は継続的に取組む施策

7.3.3 案内・情報のバリアフリー化

(1) 基本方針

JR 新旭駅周辺地区は、市役所や新旭保健センター、医療機関などを利用される人々の玄関口でもあり、来訪者が安全、快適に移動等を行うためには、駅及び道路のバリアフリー化とともに、案内・情報のバリアフリー化が必要です。

このため、利用者の視点に立ち、誰もが見やすく分かりやすい案内や情報提供を行うことが重要です。

(2) 整備内容・整備時期

【整備主体：特定事業に係る各事業者等】

※整備項目の評価は次のとおり

- I…緊急性が高い事業
- II…利用者の改善要望が多く早期の対応が望まれる事業
- III…実現に向けて時間を要する事業
- IV…継続的に取組む施策

《整備時期》

- 短期（平成 31 年頃まで）
- 中期（平成 34 年頃まで）
- 長期（平成 35 年以降）

整備内容	評価	整備時期 [※]			備考
		短期	中期	長期	
●誰もが見やすく分かりやすい、案内・情報のバリアフリー化への配慮	IV			→	
●駅及び周辺地区における施設のバリアフリー化の状況に関する情報提供	IV			→	

※ → は継続的に取組む施策

7.3.4 意識啓発

(1) 基本方針

バリアフリーのまちづくりの実現のためには、特定事業によるハードな施設整備とあわせ、初期の段階から市民等にバリアフリー化の推進に向けて意識啓発を行うことが重要である。具体的には、道路の利用等に関する市民の意識啓発に向けて、交通マナーの向上や沿道利用者のマナー向上等に関する意識啓発を行います。

(2) 実施内容

【実施主体：市、住民等】

※整備項目の評価は次のとおり

- I…緊急性が高い事業
- II…利用者の改善要望が多く早期の対応が望まれる事業
- III…実現に向けて時間を要する事業
- IV…継続的に取り組む施策

《整備時期》

- 短期（平成31年頃まで）
- 中期（平成34年頃まで）
- 長期（平成35年以降）

整備内容	評価	整備時期※			備考
		短期	中期	長期	
●自転車の交通マナー向上に関する啓発	IV			→	
●違法駐車や自転車の放置の防止に関する啓発	IV			→	
●心のバリアフリーの広報、市民意識の啓発	IV			→	

※ → は継続的に取り組む施策

8. 移動等円滑化の事業推進に向けて

(1) 本基本構想の進行管理

本基本構想で示した特定事業計画等は、事業実施・完了、供用開始後の事業評価まで、継続的に進行を管理していくことが必要です。

このため、この基本構想の考え方を継承しつつ事業の実現に向けて連携・調整・合意を図りながら進めていく進行管理を進める組織づくり等を検討します。

(2) 関係者の連携による取り組み

基本構想に定めた事項に関する事業については、鉄道駅舎、駅前広場、道路、信号交差点などの各事業者が「特定事業計画」を定め、事業に取り組むこととなりますが、事業推進にあたっては、各事業者が単独で取り組む事項と、複数の関係者が取り組む事項とがあります。後者の場合には、関係者の連携が極めて重要であり、本市でも緊密な連携を図りながら事業を進めていきます。

(3) 市民参画によるバリアフリー化のための取り組み

今後、交通バリアフリー化を着実に進めていくためには、市民の方々の参画による体制を構築していくことが望まれます。このため、市民の意見を取り入れながら事業を進めていく方策等について今後検討を進めます。

(4) 市民意識の醸成（心のバリアフリー）

バリアフリーの推進にあたっては、行政機関や公共交通事業者等によるハード面の整備に合わせて、施設を利用する市民（利用者）のバリアフリーに対する理解と協力が不可欠です。このため、市民のバリアフリーに対する意識を醸成するための本基本構想を周知・広報することにより、市民（利用者）のソフト面での補完（心のバリアフリー）について、市民に理解・協力を求めています。

<用語の解説>

あ行

[移動等円滑化]

高齢者、障がい者等の移動又は施設の利用に係る身体の負担を軽減することにより、その移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性を向上すること。

[移動等円滑化基準]

高齢者や障がい者等が円滑に移動または利用できるようにするため、国が特定事業ごとに政令省令等で定めた基準のこと。

[移動等円滑化基本構想]

市町村が、バリアフリー新法に基づいて駅などを中心とした地区や高齢者、障がい者等が利用する施設が集まった地区を重点整備地区と定め、その地区におけるバリアフリー化に関する基本的な事項を記載した計画のこと。

か行

[グレーチング]

道路側溝などにかける蓋として用いられる鋼材を格子状に組んだ溝ぶたのこと。

[心のバリアフリー]

駅や道路などにおける「物理的な障壁(バリア)」の他に、人の考えや気持ちの持ち方などの「こころの障壁(バリア)」があり、施設のバリアフリー化の不完全さを補完したり、施設のバリアフリー化を有効に機能させる、心遣いや気配り、コミュニケーションのこと。

さ行

[重点整備地区]

高齢者や障がい者等の移動の円滑化を図るためのバリアフリー化事業を優先的に推進しているとする区域のこと。

[スパイラルアップ]

具体的なバリアフリー化施策などの内容について、高齢者や障がい者等の参加のもとで検証し、その結果を受けて新たな施策や措置を講ずることによって、段階的・継続的な発展を図っていくこと。

[生活関連経路]

生活関連経路相互間の道路や通路等の経路のこと。

[生活関連施設]

高齢者や障がい者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設、病院、文化施設、商業施設、その他施設のこと。

[セミフラット式歩道]

車道に対して数センチ（2～3センチ）の段差をつけた歩道のこと。

[その他の事業]

重点整備地区における生活関連施設、生活関連経路に関するバリアフリー化の事業のうち、特定事業に該当しないもので、例えば、駅前広場、通路等に係る事業のこと。

た行

[多機能トイレ]

高齢者や身体障がい者をはじめ誰もが使いやすいよう、広いスペースに車いす対応便座、手すり、オストメイト対応汚物流し、乳児用おむつ交換シート、電動開閉扉等を備えたトイレのこと。

[特定事業]

基本構想における生活関連施設、生活関連経路、特定車両のバリアフリー化を具体化するもので、公共交通特定事業、道路特定事業、路外駐車場特定事業、都市公園特定事業、建築物特定事業、交通安全特定事業のこと。

な行

[ノーマライゼーション]

障害者や高齢者がほかの人々と等しく生きる社会・福祉環境の整備，実現を目指す考え方のこと。

は行

[パブリックコメント]

行政機関などが計画を策定する際に、あらかじめ計画の素案を広く住民に公表し、それに対して出された意見を考慮して最終決定するための一連の手続きのこと。

[バリアフリー]

高齢者や障がい者等が社会生活をしていく上で障壁(バリア)となるものを除去(フリー)することで、物理的、社会的、制度的、心理的な障害、情報面での障害などすべての障害を除去するという考え方のこと。

[バリアフリー法]

平成 18 年 12 月に施行された、交通バリアフリー法とハートビル法が統合された「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の通称のこと。

ま行

[マウントアップ式歩道]

車道に対して 15 センチ程度高く段差をつけた歩道のこと。

や行

[ユニバーサルデザイン]

障害の有無、年齢、性別、国籍等にかかわらず、はじめから多様な人々が利用しやすいよう製品や建物、生活空間をデザインする考え方のこと。

【付属資料】

1. 高島市交通バリアフリー基本構想策定協議会 設置要綱

平成21年7月30日

告示第117号

改正 平成22年4月1日告示第158号

平成26年4月1日告示第112号

(設置)

第1条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号。以下「法」という。)第26条第1項の規定に基づき、高島市交通バリアフリー基本構想(以下「基本構想」という。)を策定するため、高島市交通バリアフリー基本構想策定協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 法第25条第2項第1号から第4号までに掲げる事項について検討および協議を行うこと。
- (2) 法第25条第7項の規定により特定事業に関する事項について関係する施設設置管理者および公安委員会と協議を行うこと。
- (3) その他基本構想の策定に係る連絡調整を行うこと。

(組織)

第3条 協議会は、委員18人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱または任命する。

- (1) 行政機関
- (2) 公共交通事業者、道路管理者および公安委員会
- (3) 高齢者団体、障害者等の団体、市民団体、商業団体等の代表者
- (4) 学識経験者
- (5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、基本構想の策定までとする。

(会長および副会長)

第5条 協議会に、会長および副会長1人を置き、会長は委員の互選により定め、副会長は委員のうちから会長が指名する。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 協議会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、土木上下水道部交通対策課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が委員の意見を聴いて定める。

制定文 抄

平成21年7月30日から適用し、高島市交通バリアフリー基本構想策定協議会設置要綱(平成18年高島市告示第3号)は、廃止する。

2. 高島市交通バリアフリー基本構想策定協議会 委員名簿

	組織	所属・役職	氏 名		備 考
1	障害者団体	高島市身体障害者更生会 会長	足立 勲		3号委員
2	高齢者団体	高島市老人クラブ連合会新旭支部 支部長	山下 文男		3号委員
3	その他	滋賀県立新旭養護学校 校長	梅村 妙子 (～H28.3)	田中 浩一 (H28.4～)	5号委員
4	学識経験者	びわこ学院大学短期大学部 ライフデザイン学科学科長 教授	谷口 浩志		4号委員
5	公安委員会	高島警察署交通課 課長	影山 周市 (～H28.3)	伊吹 貴也 (H28.4～)	2号委員
6	公共交通 事業者	西日本旅客鉄道(株)近畿統括本部 企画課 停車場協議担当課長	松尾 優		2号委員 (JR)
7	道路管理者	滋賀県高島土木事務所道路計画課 課長	岡本 康弘 (～H28.3)	福永 忠宣 (H28.4～)	2号委員 (県道)
8	行政機関	近畿運輸局滋賀運輸支局企画輸送・ 監査部門 首席運輸企画専門官	山岡 宏 (～H28.3)	戸田 辰司 (H28.4～)	1号委員 (国)
9		滋賀県土木交通部交通戦略課 課長(管理監)	四塚 善弘		1号委員 (県)
10		高島市健康福祉部 部長	清水 豊彦		1号委員 (市)
	事務局	高島市土木上下水道部交通対策課長	大塚 始 (～H28.3)	饗庭 眞二 (H28.4～)	
		高島市土木上下水道部交通対策課	湊田 正 (～H28.3)	土居 功一 (H28.4～)	
		〃	徳永 晃 (～H28.3)	青谷 和夫 (H28.4～)	

《お問い合わせ》

高島市土木上下水道部交通対策課

〒520-1631 滋賀県高島市今津町名小路一丁目4番地1

TEL 0740-22-0058

FAX 0740-22-4889

URL <http://www.city.takashima.lg.jp/>

E-mail kotsu@city.takashima.lg.jp

平成 28 年 9 月 滋賀県高島市